

令和 6 年度 今治市地域防災計画（風水害等対策編）・今治市水防計画修正 新旧対照表

●新旧対照表について
主要な修正箇所のみ記載しています。
字句の修正等、軽微な修正は省略しています。

現 行 計 画		修 正 案		備 考																
今治市地域防災計画 (風水害等対策編) 今 治 市 水 防 計 画  令和5年3月修正 今治市防災会議		今治市地域防災計画 (風水害等対策編) 今 治 市 水 防 計 画  (修正素案) ■修正の表記方法について 〇〇〇〇 災害対策基本法等の法律改正、防災基本計画、指針・ガイドライン、愛媛県地域防災計画等の修正に伴う修正 〇〇〇〇 R6 愛媛県地域防災計画修正の新旧対照表（案）による修正 〇〇〇〇 主に今治市が行う追加の計画内容や時点修正等に伴う修正 〇〇〇〇 令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正 今治市防災会議																		
【本計画における用語の定義】 <table><tr><th colspan="2">用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td rowspan="2">避難場所等</td><td>指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)</td><td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）</td></tr><tr><td>指 定 避 難 所</td><td>避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい</td></tr></table>		用 語		定 義	避難場所等	指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）	指 定 避 難 所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい	【本計画における用語の定義】 <table><tr><th colspan="2">用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td rowspan="2">避難場所等</td><td>指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)</td><td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）</td></tr><tr><td>指 定 避 難 所</td><td>避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい</td></tr></table>		用 語		定 義	避難場所等	指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）	指 定 避 難 所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい	
用 語		定 義																		
避難場所等	指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）																		
	指 定 避 難 所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい																		
用 語		定 義																		
避難場所等	指 定 緊 急 避 難 場 所 (避 難 場 所)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 6 まで及び第 49 条の 8 関係）																		
	指 定 避 難 所	避難のための立退きを行つた居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をい																		

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画				修 正 案				備 考	
			う。（災害対策基本法第 49 条の 7 関係）				う。（災害対策基本法第 49 条の 7 関係）		
		指定一般避難所	指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設を指定一般避難所という。（災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係）			指定一般避難所	指定避難所のうち、指定福祉避難所を除く施設を指定一般避難所という。（災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係）		
		指定福祉避難所	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。この指定福祉避難所は、指定避難所の一種となっている。（災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係）			指定福祉避難所	高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等避難生活に特別の配慮を要する人のための避難所をいう。この指定福祉避難所は、指定避難所の一種となっている。（災害対策基本法施行令第 20 条の 6、同施行規則第 1 条の 7 の 2 関係）		
		一 時 集 合 場 所	各地域において、避難場所及び指定避難所への避難を行う際に一時的に集合する場所をいう。一時集合場所は、必要に応じて自主防災組織等が地域内の空地等をあらかじめ指定し、地域住民に周知する。			一 時 集 合 場 所	各地域において、避難場所及び指定避難所への避難を行う際に一時的に集合する場所をいう。一時集合場所は、必要に応じて自主防災組織等が地域内の空地等をあらかじめ指定し、地域住民に周知する。		
	避 難 路		避難場所へ通ずる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。		避 難 路		避難場所へ通ずる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。		
	避 難 経 路		避難場所や一時集合場所へ避難する際に利用するのに適した道路等をいう。各地区において、自主防災組織等があらかじめ指定し、地域住民に周知する。		避 難 経 路		避難場所や一時集合場所へ避難する際に利用するのに適した道路等をいう。各地区において、自主防災組織等があらかじめ指定し、地域住民に周知する。		
	地 区 防 災 計 画		地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（災害対策基本法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 関係）		地 区 防 災 計 画		地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。（災害対策基本法第 42 条第 3 項及び第 42 条の 2 関係）		
	要 配 慮 者		高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病疾患、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号関係）		要 配 慮 者		高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病疾患、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号関係）		
	避 難 行 動 要 支 援 者		要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（災害対策基本法第 49 条の 10 関係）		避 難 行 動 要 支 援 者		要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。（災害対策基本法第 49 条の 10 関係）		
	罹 災 証 明 書		災害により被災した住家について、住家の被害認定調査等を行い、その被害の程度を証明したもの。（災害対策基本法第 90 条の 2 関係）		罹 災 証 明 書		災害により被災した住家について、住家の被害認定調査等を行い、その被害の程度を証明したもの。（災害対策基本法第 90 条の 2 関係）		
	罹 災 届 出 証 明 書		住家以外のものが罹災した場合において、証明の発行が必要な場合に、被災者からの罹災の届出があったことを証明するものをいう。		罹 災 届 出 証 明 書		住家以外のものが罹災した場合において、証明の発行が必要な場合に、被災者からの罹災の届出があったことを証明するものをいう。		
	被 災 者 台 帳		被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（災害対策基本法第 90 条の 3 関係）		被 災 者 台 帳		被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。（災害対策基本法第 90 条の 3 関係）		
	L A R A T （災害情報共有システム）		災害時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。		L A R A T （災害情報共有システム）		災害時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する共通基盤をいう。		
	J A L A R T （全国瞬時警報システム）		緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。		J A L A R T （全国瞬時警報システム）		緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を緊急速報メール、市防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムをいう。		
	D M A T （災害派遣医療チーム）		医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。		D M A T （災害派遣医療チーム）		医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームをいう。		
	D P A T		自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、		D P A T		自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、		

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画				修 正 案				備考
	(災害派遣精神医療チーム) D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム) ト リ ア ー ジ 福 祉 人 材 マ ッ チ ン グ リ ス ト	被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。 大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。 災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。 現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やＯＢの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定避福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。			(災害派遣精神医療チーム) D H E A T (災害時健康危機管理支援チーム) ト リ ア ー ジ 福 祉 人 材 マ ッ チ ン グ リ ス ト	被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門チームをいう。 大規模災害時等に重大な健康危機が発生した場合に、被災地域に入り、保健医療行政の指揮調整機能等の応援を行う専門チームをいう。 災害や事故発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために治療優先順位を決定することをいう。 現役の福祉専門職である「災害時福祉人材」とリストに登録された福祉専門職の離職者やＯＢの有志から構成される「災害時福祉ボランティア人材」の有志が登録されたリスト。発災後、指定避福祉避難所等において要配慮者に対する日常生活支援（移動支援、食事介助など）や心のケア、相談支援等を実施する。		
今治市地域防災計画（風水害等対策編）・今治市水防計画				今治市地域防災計画（風水害等対策編）・今治市水防計画				
目 次				目 次				
第 1 部 総 則				第 1 部 総 則				
第 1 章 計画の主旨				第 1 章 計画の主旨				
第 1 節 計画の目的				第 1 節 計画の目的				
第 2 節 計画の性格				第 2 節 計画の性格				
第 3 節 計画の位置付け、構成				第 3 節 計画の位置付け、構成				
第 4 節 計画の修正				第 4 節 計画の修正				
第 5 節 他の計画との関係				第 5 節 他の計画との関係				
第 6 節 計画の習熟				第 6 節 計画の習熟				
第 7 節 防災基本方針（防災ビジョン）				第 7 節 防災基本方針（防災ビジョン）				
第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱				第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱				
第 3 章 市民及び事業所の基本的責務				第 3 章 市民及び事業所の基本的責務				
第 1 節 市民の基本的責務				第 1 節 市民の基本的責務				
第 2 節 事業所の基本的責務				第 2 節 事業所の基本的責務				
第 4 章 市域の災害環境				第 4 章 市域の災害環境				
第 1 節 自然的条件				第 1 節 自然的条件				
第 2 節 社会的条件				第 2 節 社会的条件				
第 3 節 災害履歴				第 3 節 災害履歴				
第 2 部 災害予防計画				第 2 部 災害予防計画				
第 1 章 防災思想・知識の普及				第 1 章 防災思想・知識の普及				
第 1 節 市職員に対する教育				第 1 節 市職員に対する教育				
第 2 節 教職員及び児童生徒に対する教育				第 2 節 教職員及び児童生徒に対する教育				
第 3 節 市民に対する防災知識の普及				第 3 節 市民に対する防災知識の普及				
第 4 節 関係機関の活動				第 4 節 関係機関の活動				
第 5 節 企業防災の推進				第 5 節 企業防災の推進				
第 2 章 自主防災組織活動				第 2 章 自主防災組織活動				
第 1 節 市民の果たすべき役割				第 1 節 市民の果たすべき役割				
第 2 節 自主防災組織の育成強化				第 2 節 自主防災組織の育成強化				

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第3節 地域における自主防災組織の果たすべき役割…………… 35	第3節 地域における自主防災組織の果たすべき役割…………… 36	
第4節 自主防災組織と消防団等との連携…………… 38	第4節 自主防災組織と消防団等との連携…………… 39	
第5節 事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）…………… 38	第5節 事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成）…………… 39	
第6節 地区防災計画の策定…………… 41	第6節 地区防災計画の策定…………… 42	
第3章 ボランティア活動の環境整備…………… 43	第3章 ボランティア活動の環境整備…………… 45	
第1節 ボランティアの養成等…………… 43	第1節 ボランティアの養成等…………… 45	
第2節 ボランティアの果たすべき役割…………… 44	第2節 ボランティアの果たすべき役割…………… 46	
第4章 防災訓練の実施…………… 46	第4章 防災訓練の実施…………… 48	
第1節 総合防災訓練…………… 46	第1節 総合防災訓練…………… 48	
第2節 市職員における防災訓練…………… 47	第2節 市職員における防災訓練…………… 49	
第3節 地域及び各種施設等における防災訓練…………… 48	第3節 地域及び各種施設等における防災訓練…………… 50	
第4節 消防機関における防災訓練…………… 49	第4節 消防機関における防災訓練…………… 51	
第5節 他の防災訓練への参加協力…………… 50	第5節 他の防災訓練への参加協力…………… 52	
第6節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用…………… 50	第6節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用…………… 52	
第5章 業務継続計画の策定・見直し…………… 51	第5章 業務継続計画の策定・見直し…………… 53	
第1節 業務継続計画の概要…………… 51	第1節 業務継続計画の概要…………… 53	
第2節 市の業務継続計画…………… 51	第2節 市の業務継続計画…………… 53	
第6章 火災予防対策…………… 52	第6章 火災予防対策…………… 54	
第1節 出火防止、初期消火…………… 52	第1節 出火防止、初期消火…………… 54	
第2節 火災予防査察…………… 54	第2節 火災予防査察…………… 56	
第3節 防火対象物の防火対策…………… 54	第3節 防火対象物の防火対策…………… 56	
第4節 危険物施設等の防火対策…………… 54	第4節 危険物施設等の防火対策…………… 56	
第5節 船舶の防火対策…………… 55	第5節 船舶の防火対策…………… 57	
第6節 消防力（消火）の拡充強化…………… 55	第6節 消防力（消火）の拡充強化…………… 57	
第7節 消防水利の整備…………… 56	第7節 消防水利の整備…………… 58	
第7章 林野火災予防対策…………… 57	第7章 林野火災予防対策…………… 59	
第1節 林野火災消防計画の確立…………… 57	第1節 林野火災消防計画の確立…………… 59	
第2節 林野火災予防思想の普及、啓発…………… 57	第2節 林野火災予防思想の普及、啓発…………… 59	
第3節 防止対策の推進…………… 58	第3節 防止対策の推進…………… 60	
第8章 水害予防対策…………… 59	第8章 水害予防対策…………… 62	
第1節 重要水防箇所等の把握…………… 59	第1節 重要水防箇所等の把握…………… 62	
第2節 浸水想定区域内の避難体制の整備等…………… 60	第2節 浸水想定区域内の避難体制の整備等…………… 63	
第3節 水防対策…………… 61	第3節 水防対策…………… 64	
第4節 道路・橋りょう施設の維持管理及び道路災害の事故防止…………… 66	第4節 道路・橋りょう施設の維持管理及び道路災害の事故防止…………… 69	
第9章 高潮災害予防対策…………… 67	第9章 高潮災害予防対策…………… 70	
第10章 土砂災害予防対策…………… 68	第10章 土砂災害予防対策…………… 71	
第1節 土砂災害危険箇所の把握…………… 68	第1節 土砂災害危険箇所の把握…………… 71	
第2節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等…………… 70	第2節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等…………… 73	
第3節 土砂災害対策…………… 71	第3節 土砂災害対策…………… 74	
第4節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等…………… 72	第4節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等…………… 75	
第11章 孤立地区対策…………… 73	第11章 孤立地区対策…………… 76	
第12章 避難応急体制の整備…………… 74	第12章 避難応急体制の整備…………… 78	
第1節 避難応急体制の整備…………… 74	第1節 避難応急体制の整備…………… 78	
第2節 避難場所及び指定避難所の指定…………… 75	第2節 避難場所及び指定避難所の指定…………… 79	
第3節 避難路の指定…………… 78	第3節 避難路の指定…………… 82	
第4節 安全な避難の確保対策…………… 78	第4節 安全な避難の確保対策…………… 82	
第5節 広域一時滞在…………… 82	第5節 広域一時滞在…………… 86	
第13章 市民生活の確保対策…………… 83	第13章 市民生活の確保対策…………… 87	
第1節 指定一般避難所の開設・運営体制の整備…………… 83	第1節 指定一般避難所の開設・運営体制の整備…………… 87	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第2節 食料及び生活必需品等の確保…………… 85	第2節 食料及び生活必需品等の確保…………… 90	
第3節 飲料水等の確保…………… 86	第3節 飲料水等の確保…………… 92	
第4節 物資供給体制の整備…………… 87	第4節 物資供給体制の整備…………… 93	
第5節 医療救護体制の確保…………… 88	第5節 医療救護体制の確保…………… 94	
第6節 救急救助体制の確保…………… 92	第6節 救急救助体制の確保…………… 99	
第7節 防疫・衛生活動の確保…………… 93	第7節 防疫・衛生活動の確保…………… 100	
第8節 保健衛生活動体制の整備…………… 94	第8節 保健衛生活動体制の整備…………… 100	
第9節 し尿処理体制の整備…………… 94	第9節 し尿処理体制の整備…………… 100	
第10節 ごみ処理体制の整備…………… 96	第10節 ごみ処理体制の整備…………… 102	
第14章 要配慮者の支援対策…………… 98	第14章 要配慮者の支援対策…………… 105	
第1節 要配慮者の安全確保体制の確立…………… 98	第1節 要配慮者の安全確保体制の確立…………… 105	
第2節 社会福祉施設等における対策…………… 104	第2節 社会福祉施設等における対策…………… 112	
第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策…………… 105	第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策…………… 112	
第15章 広域応援及び受援体制の整備…………… 106	第15章 広域応援及び受援体制の整備…………… 113	
第16章 情報通信システムの整備…………… 109	第16章 情報通信システムの整備…………… 117	
第17章 緊急輸送体制の整備…………… 112	第17章 緊急輸送体制の整備…………… 121	
第1節 緊急輸送ネットワークの整備…………… 112	第1節 緊急輸送ネットワークの整備…………… 121	
第2節 陸上輸送の環境整備…………… 112	第2節 陸上輸送の環境整備…………… 121	
第3節 航空輸送の環境整備…………… 113	第3節 航空輸送の環境整備…………… 122	
第4節 海上輸送の環境整備…………… 113	第4節 海上輸送の環境整備…………… 122	
第5節 運送事業者等との協力体制の整備…………… 113	第5節 運送事業者等との協力体制の整備…………… 123	
第18章 防災都市づくりの推進…………… 115	第18章 防災都市づくりの推進…………… 124	
第1節 安全・安心な都市づくりの推進…………… 115	第1節 安全・安心な都市づくりの推進…………… 124	
第2節 市街地の整備…………… 116	第2節 市街地の整備…………… 125	
第3節 公園等オープンスペースの確保…………… 116	第3節 公園等オープンスペースの確保…………… 125	
第4節 道路施設の整備…………… 116	第4節 道路施設の整備…………… 126	
第5節 建築物の不燃化…………… 117	第5節 建築物の不燃化…………… 126	
第6節 建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止…………… 118	第6節 建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止…………… 127	
第7節 地下空間の浸水防止…………… 119	第7節 地下空間の浸水防止…………… 128	
第8節 コンピュータの安全対策…………… 119	第8節 コンピュータの安全対策…………… 129	
第19章 ライフラインの災害予防対策…………… 120	第19章 ライフラインの災害予防対策…………… 130	
第1節 水道施設…………… 120	第1節 水道施設…………… 130	
第2節 下水道施設…………… 121	第2節 下水道施設…………… 131	
第3節 工業用水道施設…………… 121	第3節 工業用水道施設…………… 131	
第4節 電力施設…………… 121	第4節 電力施設…………… 131	
第5節 ガス施設…………… 122	第5節 ガス施設…………… 132	
第6節 電信電話施設…………… 123	第6節 電信電話施設…………… 133	
第7節 廃棄物処理施設…………… 124	第7節 廃棄物処理施設…………… 134	
第20章 公共土木施設等の災害予防対策…………… 126	第20章 公共土木施設等の災害予防対策…………… 136	
第1節 道路施設…………… 126	第1節 道路施設…………… 136	
第2節 河川管理施設…………… 127	第2節 河川管理施設…………… 137	
第3節 海岸保全施設…………… 128	第3節 海岸保全施設…………… 138	
第4節 港湾施設…………… 128	第4節 港湾施設…………… 138	
第5節 漁港施設…………… 129	第5節 漁港施設…………… 139	
第6節 農業用施設…………… 130	第6節 農業用施設…………… 140	
第21章 危険物施設等の災害予防対策…………… 132	第21章 危険物施設等の災害予防対策…………… 142	
第1節 危険物施設…………… 132	第1節 危険物施設…………… 142	
第2節 高圧ガス施設…………… 133	第2節 高圧ガス施設…………… 143	
第22章 資機材等の点検整備…………… 134	第22章 資機材等の点検整備…………… 144	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第2 3章 海上災害予防対策…………… 136 第1 節 関係機関の活動…………… 136 第2 節 排出油等の防除に関する協議会の活動…………… 137 第2 4章 原子力災害予防対策…………… 138 第1 節 情報の収集・連絡体制等の整備…………… 138 第2 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備…………… 139 第3 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発…………… 139 第4 節 防災訓練等の実施…………… 140 第5 節 原子力災害時等における避難者受入支援体制の整備…………… 140 第2 5章 災害復旧・復興への備え…………… 141 第1 節 平常時からの備え…………… 141 第2 節 複合災害への備え…………… 142 第3 節 災害廃棄物の発生への対応…………… 142 第4 節 各種データの整備保全…………… 143 第5 節 保険・共済の活用…………… 143 第6 節 罹災証明書交付体制の整備…………… 143 第7 節 復興事前準備の実施…………… 143 第3部 災害応急対策計画 第1 章 応急措置の概要…………… 145 第2 章 応急活動体制…………… 147 第1 節 活動体制の区分・配備…………… 147 第2 節 災害警戒本部（水防本部）…………… 150 第3 節 災害対策本部…………… 152 第4 節 活動体制区分別職員配備（風水害等）…………… 155 第3章 情報活動…………… 156 第1 節 情報連絡体制…………… 157 第2 節 特別警報・警報・注意報・気象情報の種類…………… 160 第3 節 被害状況の収集、伝達…………… 168 第4章 広報活動…………… 176 第1 節 実施機関とその分担…………… 177 第2 節 広報の実施手順…………… 178 第3 節 報道機関への発表、協力要請…………… 180 第4 節 広聴活動…………… 181 第5 節 市民が必要な情報を入手する方法…………… 182 第6 節 被災者の安否に関する情報の提供…………… 182 第5章 広域応援活動…………… 184 第1 節 県に対する応援要請…………… 185 第2 節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請…………… 186 第3 節 広域応援の受入れ…………… 188 第4 節 自衛隊の災害派遣要請…………… 189 第5 節 海上保安庁に対する支援要請…………… 193 第6章 避難活動…………… 195 第1 節 高齢者等避難、避難指示等…………… 195 第2 節 避難誘導及び避難の方法…………… 205 第3 節 各施設における避難対策…………… 206 第7章 指定一般避難所運営…………… 210 第1 節 指定一般避難所の開設…………… 210 第2 節 指定一般避難所の管理運営…………… 212	第2 3章 海上災害予防対策…………… 146 第1 節 関係機関の活動…………… 146 第2 節 排出油等の防除に関する協議会の活動…………… 147 第2 4章 原子力災害予防対策…………… 148 第1 節 情報の収集・連絡体制等の整備…………… 148 第2 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備…………… 149 第3 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発…………… 149 第4 節 防災訓練等の実施…………… 150 第5 節 原子力災害時等における避難者受入支援体制の整備…………… 150 第2 5章 災害復旧・復興への備え…………… 152 第1 節 平常時からの備え…………… 152 第2 節 複合災害への備え…………… 153 第3 節 災害廃棄物の発生への対応…………… 153 第4 節 各種データの整備保全…………… 154 <u>第5 節 公費解体に関する体制の整備…………… 154</u> 第6 節 保険・共済の活用…………… 154 第7 節 罹災証明書交付体制の整備…………… 154 第8 節 復興事前準備の実施…………… 155 第3部 災害応急対策計画 第1 章 応急措置の概要…………… 157 第2 章 応急活動体制…………… 159 第1 節 活動体制の区分・配備…………… 159 第2 節 災害警戒本部（水防本部）…………… 162 第3 節 災害対策本部…………… 164 第4 節 活動体制区分別職員配備（風水害等）…………… 167 第3章 情報活動…………… 168 第1 節 情報連絡体制…………… 169 第2 節 特別警報・警報・注意報・気象情報の種類…………… 172 第3 節 被害状況の収集、伝達…………… 180 第4章 広報活動…………… 188 第1 節 実施機関とその分担…………… 189 第2 節 広報の実施手順…………… 190 第3 節 報道機関への発表、協力要請…………… 192 第4 節 広聴活動…………… 193 第5 節 市民が必要な情報を入手する方法…………… 194 第6 節 被災者の安否に関する情報の提供…………… 194 第5章 広域応援活動…………… 196 第1 節 県に対する応援要請…………… 197 第2 節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請…………… 198 第3 節 広域応援の受入れ…………… 200 第4 節 自衛隊の災害派遣要請…………… 201 第5 節 海上保安庁に対する支援要請…………… 205 第6章 避難活動…………… 207 第1 節 高齢者等避難、避難指示等…………… 207 第2 節 避難誘導及び避難の方法…………… 217 第3 節 各施設における避難対策…………… 218 第7章 指定一般避難所運営…………… 222 第1 節 指定一般避難所の開設…………… 222 第2 節 指定一般避難所の管理運営…………… 224	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第3節 指定一般避難所の閉鎖…………… 215	第3節 指定一般避難所の閉鎖…………… 227	
第8章 緊急輸送活動…………… 216	第8章 緊急輸送活動…………… 229	
第1節 緊急輸送の配慮事項…………… 216	第1節 緊急輸送の配慮事項…………… 229	
第2節 緊急輸送の対象…………… 217	第2節 緊急輸送の対象…………… 230	
第3節 緊急輸送の段階別対応…………… 217	第3節 緊急輸送の段階別対応…………… 230	
第4節 緊急輸送体制の確立…………… 218	第4節 緊急輸送体制の確立…………… 231	
第5節 輸送活動…………… 219	第5節 輸送活動…………… 232	
第9章 交通確保対策…………… 220	第9章 交通確保対策…………… 233	
第1節 陸上交通の確保対策…………… 220	第1節 陸上交通の確保対策…………… 233	
第2節 海上交通の確保対策…………… 224	第2節 海上交通の確保対策…………… 237	
第10章 災害拡大防止活動…………… 226	第10章 災害拡大防止活動…………… 239	
第1節 消防活動…………… 227	第1節 消防活動…………… 240	
第2節 水防活動…………… 230	第2節 水防活動…………… 243	
第3節 地下空間浸水災害対策…………… 241	第3節 地下空間浸水災害対策…………… 254	
第4節 土砂災害応急対策…………… 242	第4節 土砂災害応急対策…………… 255	
第5節 人命救助活動…………… 245	第5節 人命救助活動…………… 258	
第6節 医療救護活動…………… 246	第6節 医療救護活動…………… 259	
第11章 生活救援活動…………… 252	第11章 生活救援活動…………… 265	
第1節 食料の供給…………… 253	第1節 食料の供給…………… 266	
第2節 生活必需品等の供給…………… 255	第2節 生活必需品等の供給…………… 268	
第3節 飲料水の供給…………… 257	第3節 飲料水の供給…………… 271	
第4節 応急仮設住宅の確保等…………… 260	第4節 応急仮設住宅の確保等…………… 273	
第12章 環境、保健衛生対策…………… 266	第12章 環境、保健衛生対策…………… 279	
第1節 し尿の処理…………… 267	第1節 し尿の処理…………… 280	
第2節 ごみの処理…………… 269	第2節 ごみの処理…………… 282	
第3節 障害物の除去…………… 270	第3節 障害物の除去…………… 283	
第4節 災害廃棄物の処理…………… 272	第4節 災害廃棄物の処理…………… 285	
第5節 防疫・保健活動…………… 275	第5節 防疫・保健活動…………… 288	
第6節 行方不明者の捜索及び死体の措置…………… 277	第6節 行方不明者の捜索及び死体の措置…………… 291	
第7節 災害時における動物の管理…………… 279	第7節 災害時における動物の管理…………… 293	
第13章 要配慮者に対する援助活動…………… 282	第13章 要配慮者に対する援助活動…………… 295	
第14章 孤立地区に対する支援対策…………… 285	第14章 孤立地区に対する支援対策…………… 298	
第15章 ボランティア活動対策…………… 287	第15章 ボランティア活動対策…………… 300	
第16章 ライフラインの確保対策…………… 290	第16章 ライフラインの確保対策…………… 303	
第1節 水道施設…………… 290	第1節 水道施設…………… 303	
第2節 下水道施設…………… 293	第2節 下水道施設…………… 306	
第3節 工業用水道施設…………… 293	第3節 工業用水道施設…………… 306	
第4節 電力施設…………… 294	第4節 電力施設…………… 307	
第5節 ガス施設…………… 295	第5節 ガス施設…………… 308	
第6節 L Pガス施設…………… 296	第6節 L Pガス施設…………… 309	
第7節 電信電話施設…………… 297	第7節 電信電話施設…………… 310	
第8節 災害廃棄物処理施設…………… 299	第8節 災害廃棄物処理施設…………… 312	
第17章 公共土木施設等の確保対策…………… 301	第17章 公共土木施設等の確保対策…………… 314	
第1節 道路施設…………… 301	第1節 道路施設…………… 314	
第2節 河川管理施設…………… 302	第2節 河川管理施設…………… 315	
第3節 その他の公共土木施設等…………… 303	第3節 その他の公共土木施設等…………… 316	
第18章 応急教育活動…………… 305	第18章 応急教育活動…………… 318	
第1節 応急教育の実施…………… 305	第1節 応急教育の実施…………… 318	
第2節 学用品の調達及び支給…………… 308	第2節 学用品の調達及び支給…………… 321	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 3 節 文化財の応急措置…………… 308	第 3 節 文化財の応急措置…………… 321	
第 1 9 章 社会秩序維持活動…………… 309	第 1 9 章 社会秩序維持活動…………… 322	
第 2 0 章 各種災害の応急対策…………… 311	第 2 0 章 各種災害の応急対策…………… 324	
第 1 節 危険物等災害応急対策…………… 311	第 1 節 危険物等災害応急対策…………… 324	
第 2 節 海上災害応急対策…………… 313	第 2 節 海上災害応急対策…………… 326	
第 3 節 原子力災害応急対策…………… 320	第 3 節 原子力災害応急対策…………… 333	
第 4 節 突発重大事故等応急対策…………… 323	第 4 節 突発重大事故等応急対策…………… 336	
	第 5 節 <u>大規模火災活動応急対策</u> …………… 338	
	第 6 節 <u>林野火災活動応急対策</u> …………… 340	
第 2 1 章 災害救助法の適用…………… 325	第 2 1 章 災害救助法の適用…………… 342	
第 4 部 災害復旧・復興計画	第 4 部 災害復旧・復興計画	
第 1 章 公共施設の災害復旧…………… 329	第 1 章 公共施設の災害復旧…………… 347	
第 2 章 民生安定計画…………… 332	第 2 章 民生安定計画…………… 350	
第 1 節 住宅の確保…………… 332	第 1 節 住宅の確保…………… 350	
第 2 節 雇用機会の確保…………… 333	第 2 節 雇用機会の確保…………… 351	
第 3 節 義援物資、義援金の受付及び配分…………… 333	第 3 節 義援物資、義援金の受付及び配分…………… 351	
第 4 節 日本郵政グループの救援対策…………… 335	第 4 節 日本郵政グループの救援対策…………… 353	
第 5 節 罹災証明書等の発行…………… 335	第 5 節 罹災証明書等の発行…………… 353	
第 6 節 被災者台帳の作成…………… 336	第 6 節 被災者台帳の作成…………… 354	
第 7 節 要配慮者の支援…………… 337	第 7 節 要配慮者の支援…………… 355	
第 3 章 経済秩序安定計画…………… 338	第 3 章 経済秩序安定計画…………… 356	
第 1 節 税、公共料金等の措置…………… 338	第 1 節 税、公共料金等の措置…………… 356	
第 2 節 災害弔慰金、生活資金等の支援…………… 339	第 2 節 災害弔慰金、生活資金等の支援…………… 357	
第 3 節 被災者生活再建支援金…………… 340	第 3 節 被災者生活再建支援金…………… 358	
第 4 節 中小企業・自営業への支援…………… 341	第 4 節 中小企業・自営業への支援…………… 359	
第 5 節 流通機能回復…………… 342	第 5 節 流通機能回復…………… 360	
第 6 節 生活相談の実施…………… 342	第 6 節 生活相談の実施…………… 360	
第 4 章 復興対策…………… 344	第 4 章 復興対策…………… 362	
第 1 節 災害復興本部の設置…………… 344	第 1 節 災害復興本部の設置…………… 362	
第 2 節 復興計画の策定…………… 344	第 2 節 復興計画の策定…………… 362	
第 3 節 災害復興事業の実施…………… 346	第 3 節 災害復興事業の実施…………… 365	

現行計画	修正案	備考
第 1 部 総 則 第 1 章 計画の主旨 (略) 第 1 節 計画の目的 (略) 第 2 節 計画の性格 (略) 第 3 節 計画の位置付け、構成 1 計画の位置付け この計画の位置付けは下記体系図に示されるとおりとなる。	第 1 部 総 則 第 1 章 計画の主旨 (略) 第 1 節 計画の目的 (略) 第 2 節 計画の性格 (略) 第 3 節 計画の位置付け、構成 1 計画の位置付け この計画の位置付けは下記体系図に示されるとおりとなる。	

現 行 計 画		修 正 案		備考																			
第 4 節 計画の修正		第 4 節 計画の修正																					
(略)		(略)																					
第 5 節 他の計画との関係		第 5 節 他の計画との関係																					
(略)		(略)																					
第 6 節 計画の習熟		第 6 節 計画の習熟																					
(略)		(略)																					
第 7 節 防災基本方針（防災ビジョン）		第 7 節 防災基本方針（防災ビジョン）																					
(略)		(略)																					
第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		第 2 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱																					
防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。		防災に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。																					
1 ～ 2 (略)		1 ～ 2 (略)																					
3 指定地方行政機関		3 指定地方行政機関																					
<table><tr><th>機関の名称</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>四国総合通信局</td><td>1 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 2 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること。 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 4 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。</td></tr><tr><td>四国財務局（松山財務事務所）</td><td>1 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>愛媛労働局</td><td>1 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。 2 事業場等の被災状況の把握に関すること。</td></tr><tr><td>中国四国農政局（愛媛県拠点）</td><td>1 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 2 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。 3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。</td></tr></table>		機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱		四国総合通信局	1 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 2 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること。 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 4 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。	四国財務局（松山財務事務所）	1 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。	愛媛労働局	1 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。 2 事業場等の被災状況の把握に関すること。	中国四国農政局（愛媛県拠点）	1 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 2 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。 3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。	<table><tr><th>機関の名称</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr><tr><td>四国総合通信局</td><td>1 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 2 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること。 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 4 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。</td></tr><tr><td>四国財務局（松山財務事務所）</td><td>1 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>愛媛労働局</td><td>1 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。 2 事業場等の被災状況の把握に関すること。</td></tr><tr><td>中国四国農政局（愛媛県拠点）</td><td>1 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 2 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。 3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。</td></tr></table>		機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	四国総合通信局	1 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 2 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること。 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 4 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。	四国財務局（松山財務事務所）	1 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。	愛媛労働局	1 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。 2 事業場等の被災状況の把握に関すること。	中国四国農政局（愛媛県拠点）
機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																						
四国総合通信局	1 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 2 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること。 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 4 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。																						
四国財務局（松山財務事務所）	1 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。																						
愛媛労働局	1 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。 2 事業場等の被災状況の把握に関すること。																						
中国四国農政局（愛媛県拠点）	1 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 2 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。 3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。																						
機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱																						
四国総合通信局	1 災害に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整並びに電波の統制監理に関すること。 2 災害における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常無線通信の運用監理に関すること。 3 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。 4 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。 5 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。																						
四国財務局（松山財務事務所）	1 災害時における財政金融等の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること。																						
愛媛労働局	1 事業場における風水害等による労働災害防止対策の周知及び指導に関すること。 2 事業場等の被災状況の把握に関すること。																						
中国四国農政局（愛媛県拠点）	1 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。 2 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。 3 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。																						

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画				修 正 案				備考
		4 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 5 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 6 災害時の食料の供給に関すること。 7 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。				4 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。 5 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。 6 災害時の食料の供給に関すること。 7 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。		
	四国森林管理局 愛媛森林管理署	1 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。		四国森林管理局 愛媛森林管理署		1 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。		
	四国経済産業局	1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 2 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。 3 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること。		四国経済産業局		1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 2 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。 3 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること。		
	中国四国産業保安監督部	1 電気事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 （ただし、今治市（平成 17 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域）、越智郡上島町に限る。）		中国四国産業保安監督部		1 電気事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 （ただし、今治市（平成 17 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域）、越智郡上島町に限る。）		
	中国四国産業保安監督部（四国支部）	1 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 2 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。 3 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること。		中国四国産業保安監督部（四国支部）		1 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。 2 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。 3 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること。		
	四国地方整備局 （松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）	管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう務める。 1 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 2 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （ウ）所管施設の緊急点検の実施 （エ）緊急を要すると認められ場合の緊急対応の実施 （オ）緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の被災地方公共団体への派遣 3 所掌に係る災害復旧事業に関すること。 4 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。 5 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。 6 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。		四国地方整備局 （松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）		管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう務める。 1 災害予防 （ア）所管施設の耐震性の確保 （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進 （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 2 応急・復旧 （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施 （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 （ウ）所管施設の緊急点検の実施 （エ）緊急を要すると認められ場合の緊急対応の実施 （オ）緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）の被災地方公共団体への派遣 3 所掌に係る災害復旧事業に関すること。 4 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。 5 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。 6 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。 <u>7 空港の整備の計画的実施に関すること。</u>		
	四国運輸局（愛媛運輸支局）	1 陸上輸送に関すること。 （ア）輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。 （イ）自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせんに関すること。		四国運輸局（愛媛運輸支局）		1 陸上輸送に関すること。 （ア）輸送機関その他関係機関との連絡調整に関すること。 （イ）自動車運送事業者、鉄軌道事業者に対する輸送のあっせん		

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画				修 正 案				備考
		2 海上輸送に関すること。 （ア）非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること。 （イ）旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること。				に 関 す る こ と。 2 海上輸送に関すること。 （ア）非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立に関すること。 （イ）旅客航路事業者の行う地震災害応急対策の実施指導に関すること。		
	四国地方測量部	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力に関すること。 3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること。 4 国家座標に基づく位置情報の情報基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施に関すること。 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること。 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言に関すること。			<u>国土地理院</u> 四国地方測量部	1 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関すること。 2 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力に関すること。 3 地理情報システム活用の支援・協力に関すること。 4 国家座標に基づく位置情報の情報基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施に関すること。 5 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言に関すること。 6 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言に関すること。		
	大阪管区気象台 （松山地方気象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。			大阪管区気象台 （松山地方気象台）	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。		
	第六管区海上保安本部（今治海上保安部）	1 防災訓練に関すること。 2 防災思想の普及及び高揚に関すること。 3 調査研究に関すること。 4 警報等の伝達に関すること。 5 情報の収集に関すること。 6 海難救助等に関すること。 7 緊急輸送に関すること。 8 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 9 流出油等の防除に関すること。 10 海上交通安全の確保に関すること。 11 警戒区域の設定に関すること。 12 治安の維持に関すること。 13 危険物の保安措置に関すること。 14 広報に関すること。 15 海洋環境の汚染防止に関すること。			第六管区海上保安本部（今治海上保安部）	1 防災訓練に関すること。 2 防災思想の普及及び高揚に関すること。 3 調査研究に関すること。 4 警報等の伝達に関すること。 5 情報の収集に関すること。 6 海難救助等に関すること。 7 緊急輸送に関すること。 8 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 9 流出油等の防除に関すること。 10 海上交通安全の確保に関すること。 11 警戒区域の設定に関すること。 12 治安の維持に関すること。 13 危険物の保安措置に関すること。 14 広報に関すること。 15 海洋環境の汚染防止に関すること。		
	4 自衛隊			4 自衛隊				
機関の名称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱		機関の名称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
自衛隊（陸上自衛隊松山駐屯地）		1 被害状況の把握に関すること。 2 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。 3 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。		自衛隊（陸上自衛隊松山駐屯地）		1 被害状況の把握に関すること。 2 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること。 3 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること。		

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現行計画			修正案			備考
		4 応急医療、救護及び防疫に関すること。 5 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること。 6 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること。 7 危険物の保安及び除去に関すること。			4 応急医療、救護及び防疫に関すること。 5 通信支援 、人員物資の緊急輸送に関すること。 6 給食及び給水、入浴炊飯・給水及び宿泊 支援等に関すること。 7 危険物の保安及び除去に関すること。	
5 指定公共機関			5 指定公共機関			
機関の名称		事務又は業務の大綱				
日本郵便株式会社（四国支社）		1 郵政業務の運営の確保に関すること。 2 郵便局の窓口業務の維持に関すること。				
西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。 4 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。 5 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。				
太陽石油株式会社（四国事業所）		1 災害時の石油製品の安定的な供給・確保に関すること。				
四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社		1 電力施設等の保全に関すること。 2 電力供給の確保に関すること。 3 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。 4 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。				
四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）		1 鉄道施設等の保全に関すること。 2 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 3 災害時における旅客の安全確保に関すること。 4 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。				
日本通運株式会社（四国支店今治営業課）、福山通運株式会社（四国福山通運今治支店）、佐川急便株式会社（今治店）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）、西濃運輸株式会社（四国西濃運輸株式会社今治支店）		1 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。				

		4 応急医療、救護及び防疫に関すること。 5 通信支援 、人員物資の緊急輸送に関すること。 6 給食及び給水、入浴炊飯・給水及び宿泊 支援等に関すること。 7 危険物の保安及び除去に関すること。			
5 指定公共機関					
機関の名称		事務又は業務の大綱			
日本郵便株式会社（四国支社）		1 郵政業務の運営の確保に関すること。 2 郵便局の窓口業務の維持に関すること。			
西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社		1 電気通信施設の整備に関すること。 2 災害時における通信の確保に関すること。 3 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。 4 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること。 5 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。			
太陽石油株式会社（四国事業所）		1 災害時の石油製品の安定的な供給・確保に関すること。			
四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社		1 電力施設等の保全に関すること。 2 電力供給の確保に関すること。 3 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。 4 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。			
四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）		1 鉄道施設等の保全に関すること。 2 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。 3 災害時における旅客の安全確保に関すること。 4 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること。			

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画			修 正 案			備考
	日本放送協会 （松山放送局）	1 防災知識の普及に関すること。 2 気象情報及びその他災害に関する情報の正確迅速な提供による災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 4 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。		日本通運株式会社（四国支店 今治営業課 ）、福山通運株式会社（四国福山通運今治支店）、佐川急便株式会社（今治 営業所 店）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）、西濃運輸株式会社（四国西濃運輸株式会社今治支店）	1 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。	
	日本赤十字社 （愛媛県支部）	1 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。 2 被災者に対する救援物資の配布に関すること。 3 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。 4 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。				
	西日本高速道路株式会社（四国支社）	1 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。				
	本州四国連絡高速道路株式会社 （しまなみ今治管理センター）	1 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路等の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。		日本放送協会 （松山放送局）	1 防災知識の普及に関すること。 2 気象情報及びその他災害に関する情報の正確迅速な提供による災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 4 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。	
	K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社	1 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。		日本赤十字社 （愛媛県支部）	1 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。 2 被災者に対する救援物資の配布に関すること。 3 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。 4 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。	
	イ オ ン 株 式 会 社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート	1 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。 2 災害対策用物資の供給に関すること。		西日本高速道路株式会社（四国支社）	1 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。	
	一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会	1 各関係機関及び会員相互の連絡調整に関すること。		本州四国連絡高速道路株式会社 （しまなみ今治管理センター）	1 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する道路等の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること。	
				K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u>	1 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。	
				イ オ ン 株 式 会 社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート	1 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。 2 災害対策用物資の供給に関すること。	
				一般社団法人全国建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会	1 各関係機関及び会員相互の連絡調整に関すること。	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
6 ～ 7 （略）	6 ～ 7 （略）	
第 3 章 市民及び事業所の基本的責務	第 3 章 市民及び事業所の基本的責務	
（略）	（略）	
第 4 章 市域の災害環境	第 4 章 市域の災害環境	
（略）	（略）	
第 1 節 自然的条件	第 1 節 自然的条件	
（略）	（略）	
第 2 節 社会的条件	第 2 節 社会的条件	
1 人口、世帯数 本市の人口は、令和 4 年 3 月 31 日時点において、人口 152,532 人、75,611 世帯である。 人口（国勢調査）の推移については、昭和 55 年までは一貫して増加傾向を示していたが、昭和 60 年以降は 5 年間約 3 %の減少、平成 17 年～平成 22 年の 5 年間は約 4.3%の減少、平成 22 年～平成 27 年の 5 年間は約 5.1%、平成 27 年～令和 2 年の 5 年間は約 4.1%の減少となっている。	1 人口、世帯数 本市の人口は、令和 <u>6-4</u> 年 3 月 31 日時点において、人口 <u>148,925</u> 152,532 人、 <u>76,494</u> 75,611 世帯である。 人口（国勢調査）の推移については、昭和 55 年までは一貫して増加傾向を示していたが、昭和 60 年以降は 5 年間約 3 %の減少、平成 17 年～平成 22 年の 5 年間は約 4.3%の減少、平成 22 年～平成 27 年の 5 年間は約 5.1%、平成 27 年～令和 2 年の 5 年間は約 4.1%の減少となっている。	
2 ～ 4 （略）	2 ～ 4 （略）	
第 3 節 災害履歴	第 3 節 災害履歴	
（略）	（略）	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 部 災害予防計画 第 1 章 防災思想・知識の普及 《基本的な考え方》 災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、市をはじめ防災関係機関の努力はもちろん、市民もまた行政と一体となって自らの予防措置を講じ、災害時にも落ち着いて適切な行動がとれるようにする必要がある。 そのため、市及び防災関係機関は、今治市防災アセスメント調査の結果（以下、「防災アセスメント結果」という。）等を踏まえ、職員に対して、防災アセスメント結果及び防災知識の周知とともに相互の密接な連絡体制の確保に努める。また、市民に対しては、自主防災思想並びに防災アセスメント結果に基づく災害危険性についてわかりやすく広報及び普及活動を行い、自主防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。 なお、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。 （略） 第 1 節 市職員に対する教育 （略） 第 2 節 教職員及び児童生徒に対する教育 （略） 第 3 節 市民に対する防災知識の普及 災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。また、広報紙等を通じ周知徹底を図る。	第 2 部 災害予防計画 第 1 章 防災思想・知識の普及 《基本的な考え方》 <u>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市、県及び関係機関は、市民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。市、県及び関係機関は、各所属職員のほか、市民等に対し、気候変動の影響も踏まえつつ、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。</u> 災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、市をはじめ防災関係機関の努力はもちろん、市民もまた行政と一体となって自らの予防措置を講じ、災害時にも落ち着いて適切な行動がとれるようにする必要がある。 そのため、市及び防災関係機関は、今治市防災アセスメント調査の結果（以下、「防災アセスメント結果」という。）等を踏まえ、職員に対して、防災アセスメント結果及び防災知識の周知とともに相互の密接な連絡体制の確保に努める。また、市民に対しては、自主防災思想並びに防災アセスメント結果に基づく災害危険性についてわかりやすく広報及び普及活動を行い、自主防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。 なお、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。 （略） 第 1 節 市職員に対する教育 （略） 第 2 節 教職員及び児童生徒に対する教育 （略） 第 3 節 市民に対する防災知識の普及 災害時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動など防災に関する知識の普及・啓発を図る。防災知識の普及、訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めると	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。 1 一般啓発 (1) 啓発の内容 ア 風水害等に関する基礎知識 イ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識 ウ 防災関係機関等が講ずる防災対策等に関する知識 エ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識 オ 防災アセスメント結果に基づく地域の危険性や、高潮危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 カ 避難場所・指定避難所・一時集合場所、避難路、その他避難対策に関する知識 キ 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識 ク 応急手当等看護に関する知識 ケ 避難生活に関する知識 コ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識 サ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識 シ 早期自主避難の重要性に関する知識 ス 防災士の活動等に関する知識 セ 災害時の家族内の連絡体制の確保 (2) 啓発の方法 (略) 2～3 (略) 4 普及の際の留意点 (1) 防災マップ等の活用 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。 防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。 また、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。 防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人	<u>もに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。また、広報紙等を通じ周知徹底を図る。</u> なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと等について周知徹底に努める。 1 一般啓発 (1) 啓発の内容 ア 風水害等に関する基礎知識 イ 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識 ウ 防災関係機関等が講ずる防災対策等に関する知識 エ 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識 オ 防災アセスメント結果に基づく地域の危険性や、高潮<u>浸水想定区域危険予想地域</u>、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識 カ 避難場所・指定避難所・一時集合場所、避難路、その他避難対策に関する知識 キ 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識 ク 応急手当等看護に関する知識 ケ 避難生活に関する知識 コ 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識 サ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識 シ 早期自主避難の重要性に関する知識 ス 防災士の活動等に関する知識 セ 災害時の家族内の連絡体制の確保 <u>ソ 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いへの配慮</u> (2) 啓発の方法 (略) 2～3 (略) 4 普及の際の留意点 (1) 防災マップ等の活用 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。 防災マップ等については、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップ等が安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。 また、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。 なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。 防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。 広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。 (2) 災害教訓の伝承 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。 (3)～(4) (略)	まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること等への理解の促進に努める。 広域避難が必要な地域においては、その実効性を確保するため、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方を周知する。 (2) 災害教訓の伝承 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。 (3)～(4) (略)	
第 4 節 関係機関の活動	第 4 節 関係機関の活動	
(略)	(略)	
第 5 節 企業防災の推進	第 5 節 企業防災の推進	
(略)	(略)	
第 2 章 自主防災組織活動	第 2 章 自主防災組織活動	
(略)	(略)	
第 1 節 市民の果たすべき役割	第 1 節 市民の果たすべき役割	
市民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践する。 1 平常時の実施事項 (1) 防災に関する知識の修得に努める。 (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。 (3) 地域の危険箇所や避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。 (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。 (5) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険個所の把握に努める。 (6) 家屋の補強を行う。 (7) 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下転倒危険物の対策を講ずる。 (8) 飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出）また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動	市民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害時において、おおむね次のような防災対策を実践する。 1 平常時の実施事項 (1) 防災に関する知識の修得に努める。 (2) 警戒レベル等の内容及び発令された場合にとるべき行動に関する知識の習得に努める。 (3) 地域の危険箇所や避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法及び、家族等との連絡方法を確認する。 (4) 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。 (5) 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険個所の把握に努める。 (6) 家屋の補強を行う。 (7) 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下転倒危険物の対策を講ずる。 (8) <u>「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、を備蓄するとともに、必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。</u>（飲料	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をして おく。 (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。 (10) 地域の防災訓練に進んで参加する。 (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。 (12) 隣近所と災害時の協力について話し合う。 (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。 (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉 サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情 報を提供するよう努める。 2 災害時の実施事項 (略) 第 2 節 自主防災組織の育成強化 市は、自主防災組織の結成を積極的に推進し、様々な支援策を提供することにより、防災意識の高 揚を図り、災害時における防災活動の実践組織としての育成強化を進める。 特に、防災アセスメント結果より大きな被害が想定される地域においては、自主防災組織の結成と 育成強化を積極的に推進し、市民による自主的な防災活動を促進する。 なお、市は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施される よう、女性の参画促進にも配慮した防災リーダーの育成に努める。また、女性の参画促進に努め、要 配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。 (略) 第 3 節 地域における自主防災組織の果たすべき役割 自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発 生に備えて、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。 1 平常時の活動 (1) 防災知識の普及 (略) (2) 防災訓練の実施 災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し 訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。この場合、他の地域の自主防災組織、 職域の防災組織、防災士、学校等と有機的な連携を図る。 訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練としては、通常次のような ものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。 ア～オ (略) カ 指定避難所運営訓練 災害時に円滑な指定避難所運営が行えるよう、市や施設管理者等と連携し、指定避難所運営訓 練を実施する。 なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備	水、食料については最低 7 日分、うち 3 日分は非常用持出) また、自動車へのこまめな満タン給 油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、を行い、動物飼 養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養について準備をしてお く。 (9) ラジオ等の情報収集の手段を確保する。 (10) 地域の防災訓練に進んで参加する。 (11) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。 (12) 隣近所と災害時の協力について話し合う。 (13) 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。 (14) 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉 サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情 報を提供するよう努める。 <u>(15) 自然災害による損害を補償する保険・共済の加入など、被災後の生活再建に備えるよう努める。</u> 2 災害時の実施事項 (略) 第 2 節 自主防災組織の育成強化 市は、自主防災組織の結成を積極的に推進し、様々な支援策を提供することにより、防災意識の高 揚を図り、災害時における防災活動の実践組織としての育成強化を進める。 特に、防災アセスメント結果より大きな被害が想定される地域においては、自主防災組織の結成と 育成強化を積極的に推進し、市民による自主的な防災活動を促進する。 なお、市は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施される よう、女性の参画促進にも配慮した防災リーダーの育成に努める。また、女性の参画促進に努め、要 配慮者への支援にも配慮しながら、その育成強化を図る。 (略) 第 3 節 地域における自主防災組織の果たすべき役割 自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発 生に備えて、平常時及び災害発生後において次の活動を行う。 1 平常時の活動 (1) 防災知識の普及 (略) (2) 防災訓練の実施 災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し 訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。この場合、他の地域の自主防災組織、 職域の防災組織、防災士、学校等と有機的な連携を図る。 訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練としては、通常次のような ものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。 ア～オ (略) カ 指定避難所運営訓練 災害時に円滑な指定避難所運営が行えるよう、市や施設管理者等と連携し、指定避難所運営訓 練を実施する。 なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 (3)～(10) (略) 2 災害時の活動 (略) 第4節 自主防災組織と消防団等との連携 (略) 第5節 事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成） (略) 第6節 地区防災計画の策定 (略)	え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。 <u>また、段ボールベッドを使用することは、健康の維持にも役立つものであることについて啓発するとともに、段ボールベッドの設置や、実際に地域住民に段ボールベッドを使用してもらう等の訓練を実施する。</u> (3)～(10) (略) 2 災害時の活動 (略) 第4節 自主防災組織と消防団等との連携 (略) 第5節 事業所等における自主防災活動（自衛消防組織等の編成） (略) 第6節 地区防災計画の策定 (略)	
第3章 ボランティア活動の環境整備 (略) 第1節 ボランティアの養成等 1 災害救援ボランティアの養成・登録 市は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター等事業を通じ、次のことを行う。 (1)～(3) (略) (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体、N P O及び中間支援組織（ボランティア団体、N P O等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）相互間の連絡体制等ネットワーク化を図る。 (5)～(6) (略) 2～4 (略) 第2節 ボランティアの果たすべき役割 (略)	第3章 ボランティア活動の環境整備 (略) 第1節 ボランティアの養成等 1 災害救援ボランティアの養成・登録 市は、社会福祉協議会が行うボランティアセンター等事業を通じ、次のことを行う。 (1)～(3) (略) (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から<u>ボランティア活動や地域における災害支援等に関する研修や訓練のほか、交流の機会等</u>を提供し、ボランティア団体、N P O・ボランティア等及び災害中間支援組織（ボランティア団体、N P Oの活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）相互間の連絡体制<u>の構築を図るなど、活動環境の整備等ネットワーク化</u>を図る。 (5)～(6) (略) 2～4 (略) 第2節 ボランティアの果たすべき役割 (略)	

現 行 計 画		修 正 案	備考
第 4 章 防災訓練の実施 《基本的な考え方》 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と市民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。 (略) 第 1 節 総合防災訓練 防災関係機関、民間協力団体及び市民が一体となった総合的な防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の普及高揚、自主防災組織の育成を図り、安全・安心なまちづくりを進める。 (1) 実施頻度及び場所 原則として、年 1 回以上とし、訓練会場については、その都度選定する。 (2) 実施方法 訓練内容によりその都度作成する総合防災訓練実施要領等に基づき実施する。 (3) 参加機関 市、消防機関、陸上自衛隊、消防団、警察署、災害派遣医療チーム（DMAT）、社会福祉協議会、婦人防火クラブ連絡協議会、医師会、建設業協会、自主防災会、自治会等 (略) 第 2 節 市職員における防災訓練 (略) 第 3 節 地域及び各種施設等における防災訓練 (略) 第 4 節 消防機関における防災訓練 (略) (4) 消防広域相互応援協定に基づく合同訓練 大規模特殊災害時の情報連絡や消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防広域応援実施計画に基づいた合同訓練を、随時実施する。		第 4 章 防災訓練の実施 《基本的な考え方》 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と市民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むほか、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。 また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。 (略) 第 1 節 総合防災訓練 防災関係機関、民間協力団体及び市民が一体となった総合的な防災訓練を実施することにより、市民の防災意識の普及高揚、自主防災組織の育成を図り、安全・安心なまちづくりを進める。 (1) 実施頻度及び場所 原則として、年 1 回以上とし、訓練会場については、その都度選定する。 (2) 実施方法 訓練内容によりその都度作成する総合防災訓練実施要領等に基づき実施する。 (3) 参加機関 市、消防機関、陸上自衛隊、消防団、警察署、災害派遣医療チーム（DMAT）、社会福祉協議会、<u>女性婦人</u>防火クラブ連絡協議会、医師会、建設業協会、自主防災会、自治会等 (略) 第 2 節 市職員における防災訓練 (略) 第 3 節 地域及び各種施設等における防災訓練 (略) 第 4 節 消防機関における防災訓練 (略) (4) 消防広域相互応援協定に基づく合同訓練 大規模特殊災害時の情報連絡や消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、<u>愛媛県</u>消防広域<u>相互</u>応	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
なお、訓練の実施については、総合訓練、部分訓練（情報連絡訓練等）、図上訓練等訓練種別を使い分けて訓練の効果を高めるよう努める。 第 5 節 他の防災訓練への参加協力 （略） 第 6 節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用 （略）	援実施計画に基づいた合同訓練を、随時実施する。 なお、訓練の実施については、総合訓練、部分訓練（情報連絡訓練等）、図上訓練等訓練種別を使い分けて訓練の効果を高めるよう努める。 第 5 節 他の防災訓練への参加協力 （略） 第 6 節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用 （略）	
第 5 章 業務継続計画の策定・見直し （略） 第 1 節 業務継続計画の概要 （略） 第 2 節 市の業務継続計画 市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画の持続的改善に努めるものとする。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	第 5 章 業務継続計画の策定・見直し （略） 第 1 節 業務継続計画の概要 （略） 第 2 節 市の業務継続計画 市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画の持続的改善に努めるものとする。 また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 <u>なお、大規模地震等の場合、家族の被災や道路寸断などにより、発災当日等は少ない職員で対応しなければならないことや応援職員の到着が遅れることも予想されるため、業務継続計画における非常時優先業務のさらなる絞り込みを検討する。</u>	
第 6 章 火災予防対策 （略） 第 1 節 出火防止、初期消火 市及び消防機関は、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、火災を未然に防止するために、予防査察や火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。 1 出火防止 （略）	第 6 章 火災予防対策 （略） 第 1 節 出火防止、初期消火 市及び消防機関は、市民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、火災を未然に防止するために、予防査察や火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。 1 出火防止 （略）	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
2 初期消火 大規模火災が発生した場合は、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高めるとともに、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防機関と消防団等が一体となった火災予防対策を推進するため、市は次のとおり活動体制を確立する。 (1) 家庭、地域における初期消火体制の整備 ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。 イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、婦人防火クラブ等の組織づくりの推進及び育成を図る。 ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。 (2) (略) (3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施 ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。 イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力・連携を推進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。 第 2 節 火災予防査察 (略) 第 3 節 防火対象物の防火対策 (略) 第 4 節 危険物施設等の防火対策 (略) 第 5 節 船舶の防火対策 (略) 第 6 節 消防力（消火）の拡充強化 1 総合的な消防計画の策定 (略) 2 消防力の強化拡充 消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備に努め、併せて消防施設強化促進法等による施設補助により強化拡充を図り、消防の機動化、科学化	2 初期消火 大規模火災が発生した場合は、消防力にも限界があることから、家庭や職場などで地域住民が行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高めるとともに、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防機関と消防団等が一体となった火災予防対策を推進するため、市は次のとおり活動体制を確立する。 (1) 家庭、地域における初期消火体制の整備 ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平素から初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。 イ 家庭防火思想の普及徹底を図るため、女性婦人防火クラブ等の組織づくりの推進及び育成を図る。 ウ 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。 (2) (略) (3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施 ア <u>消火器等を用いた初期消火や飛び火警戒の訓練、シミュレーションや DIG（災害図上訓練）など</u>、住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。 イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力・連携を推進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。 第 2 節 火災予防査察 (略) 第 3 節 防火対象物の防火対策 (略) 第 4 節 危険物施設等の防火対策 (略) 第 5 節 船舶の防火対策 (略) 第 6 節 消防力（消火）の拡充強化 1 総合的な消防計画の策定 (略) 2 消防力の強化拡充 消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防職員、消防団員の人員確保や消防施設の整備に努め、併せて消防施設強化促進法等による施設補助により強化拡充を図り、消防の機動化、科学化	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
を行い、有事即応体制の確立に努める。 (1) 消防資機材等の整備 ア 消防機関においては、消防ポンプ自動車、はしご付ポンプ自動車、化学消防自動車等日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。 イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。 ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式消防ポンプを重点的に整備する。 (2) 消防職員及び消防団員の育成 (略)	を行い、有事即応体制の確立に努める。 <u>なお、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u> (1) 消防資機材等の整備 ア 消防機関においては、消防ポンプ自動車、はしご付ポンプ自動車、化学消防自動車等日常火災に対する資機材を整備するとともに、救助工作車、高規格救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。<u>また、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。</u> イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。 ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式消防ポンプを重点的に整備する。 (2) 消防職員及び消防団員の育成 (略) <u>(3) 情報収集体制の整備</u> <u>火災の早期覚知および情報収集のための無人航空機や高所監視カメラ等の整備に努める。</u>	
第 7 節 消防水利の整備	第 7 節 消防水利の整備	
(略)	(略)	
第 7 章 林野火災予防対策	第 7 章 林野火災予防対策	
第 1 節 林野火災消防計画の確立	第 1 節 林野火災消防計画の確立	
(略)	(略)	
第 2 節 林野火災予防思想の普及、啓発	第 2 節 林野火災予防思想の普及、啓発	
市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する標識等により市民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸殻入れ等を設置する。 また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。	市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努める。特に、林野火災の危険性の高い地域には、注意心を喚起する<u>山火事予防のポスター、立て看板、横断幕等各種広報等の実施等により住民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸い殻入れ等を設置する。標識等により市民の注意を喚起するとともに、喫煙所、吸殻入れ等を設置する。</u> また、林野火災の多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等有効な手段を通じて市民に強く防火思想の普及、啓発を図る。	
第 3 節 防止対策の推進	第 3 節 防止対策の推進	
(略)	(略)	
7 空中消火体制の整備 県等関係機関と連携し、大規模林野火災に対処するため、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプ	8 空中消火体制の整備 <u>特に大規模林野火災には、県消防防災ヘリコプター又は自衛隊等のヘリコプターを要請し、空中消</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
ターによる空中消火体制を確保する。 また、他県や自衛隊ヘリコプターの派遣には時間を要することから、市は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。	<u>火を行う。</u> <u>その際、火災発生現場に応じたヘリポートを確保するため、ヘリポートとして使用可能な空地等を把握し、補給等迅速な対応に向けた体制確保に努める。</u> 県等関係機関と連携し、大規模林野火災に対処するため、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる空中消火体制を確保する。 また、他県や自衛隊ヘリコプターの派遣には時間を要することから、市は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行う。	
第 8 章 水害予防対策	第 8 章 水害予防対策	
（略）	（略）	
第 1 節 重要水防箇所等の把握	第 1 節 重要水防箇所等の把握	
（略）	（略）	
第 2 節 浸水想定区域内の避難体制の整備等	第 2 節 浸水想定区域内の避難体制の整備等	
（略）	（略）	
第 3 節 水防対策	第 3 節 水防対策	
1 ～ 4 （略） 5 水防資器材の点検配備 （1）～（3） （略） （4）各水防（防災）倉庫管理者は、あらかじめ資器材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配置を行うものとする。 6 ～ 7 （略） 8 大規模氾濫に関する減災対策協議会 （略） （8）その他水防に関する事項 また、大規模氾濫に関する減災対策協議会では、蒼社川に係る避難指示の発令等に着目した「水害対応タイムライン」（事前防災行動計画）平成 31 年 2 月に作成しており、今後は同タイムラインも活用し、水害対応等を行っていくものとする。 （略）	1 ～ 4 （略） 5 水防資器材の点検配備 （1）～（3） （略） （4）各水防（防災）倉庫管理者は、あらかじめ資器材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配置を行うものとする。<u>なお、水防倉庫の新設・更新にあたっては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した用地確保について検討する。</u> 6 ～ 7 （略） 8 大規模氾濫に関する減災対策協議会 （略） （8）その他水防に関する事項 また、大規模氾濫に関する減災対策協議会では、蒼社川に係る<u>避難情報着目型の避難指示の発令等に着目した</u>「水害対応タイムライン」（事前防災行動計画）<u>を作成し活用することで、災害発生時に防災関係機関が連携して迅速かつ効果的な防災行動平成 31 年 2 月に作成しており、今後は同タイムラインも活用し、水害対応等</u>を行っていくものとする。 （略）	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画		修 正 案		備考																															
<table><tr><th colspan="4">本市域の流域治水プロジェクト</th></tr><tr><th>協議会名</th><th>委 員</th><th>流域治水プロジェクト 策定河川</th><th>策定日 (協議会開催日)</th></tr><tr><td rowspan="2">東予地方局 今治土木事務所大規模 氾濫に関する減災対策 協議会</td><td>【市町】今治市長他、上島町長 他</td><td>(二) 蒼社川 (二) 浅川</td><td rowspan="2">令和3年 11 月 30 日</td></tr><tr><td>【県】今治土木事務所長、玉川 ダム・台ダム管理事務所長 【警察】今治・伯方警察署長 【消防】今治市・上島町消防本 部消防長</td></tr></table> ※その他、頓田川、中川においても、策定予定  (流域治水プロジェクトイメージ) 9～11 (略) 第4節 道路・橋りょう施設の維持管理及び道路災害の事故防止 (略) 第9章 高潮災害予防対策 (略) 1～2 (略) 3 警戒・避難体制の整備 市は、高潮被害を軽減するため高潮ハザードマップを整備するとともに、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。					本市域の流域治水プロジェクト				協議会名	委 員	流域治水プロジェクト 策定河川	策定日 (協議会開催日)	東予地方局 今治土木事務所大規模 氾濫に関する減災対策 協議会	【市町】今治市長他、上島町長 他	(二) 蒼社川 (二) 浅川	令和3年 11 月 30 日	【県】今治土木事務所長、玉川 ダム・台ダム管理事務所長 【警察】今治・伯方警察署長 【消防】今治市・上島町消防本 部消防長	<table><tr><th colspan="4">本市域の流域治水プロジェクト</th></tr><tr><th>協議会名</th><th>委 員</th><th>流域治水プロジェクト 策定河川</th><th>策定日 (協議会開催日)</th></tr><tr><td rowspan="2">東予地方局 今治土木事務所大規模 氾濫に関する減災対策 協議会</td><td>【市町】今治市長他、上島町長 他</td><td>(二) 蒼社川 (二) 浅川</td><td rowspan="2">令和3年 11 月 30 日</td></tr><tr><td>【県】今治土木事務所長、玉川 ダム・台ダム管理事務所長 【警察】今治・伯方警察署長 【消防】今治市・上島町消防本 部消防長</td></tr></table> ※その他、頓田川、中川においても、策定予定  (流域治水プロジェクトイメージ) 9～11 (略) 第4節 道路・橋りょう施設の維持管理及び道路災害の事故防止 (略) 第9章 高潮災害予防対策 (略) 1～2 (略) 3 警戒・避難体制の整備 <u>市は、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所等、避難訓練の実施に関する事項、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めると</u>					本市域の流域治水プロジェクト				協議会名	委 員	流域治水プロジェクト 策定河川	策定日 (協議会開催日)	東予地方局 今治土木事務所大規模 氾濫に関する減災対策 協議会	【市町】今治市長他、上島町長 他	(二) 蒼社川 (二) 浅川	令和3年 11 月 30 日	【県】今治土木事務所長、玉川 ダム・台ダム管理事務所長 【警察】今治・伯方警察署長 【消防】今治市・上島町消防本 部消防長
本市域の流域治水プロジェクト																																			
協議会名	委 員	流域治水プロジェクト 策定河川	策定日 (協議会開催日)																																
東予地方局 今治土木事務所大規模 氾濫に関する減災対策 協議会	【市町】今治市長他、上島町長 他	(二) 蒼社川 (二) 浅川	令和3年 11 月 30 日																																
	【県】今治土木事務所長、玉川 ダム・台ダム管理事務所長 【警察】今治・伯方警察署長 【消防】今治市・上島町消防本 部消防長																																		
本市域の流域治水プロジェクト																																			
協議会名	委 員	流域治水プロジェクト 策定河川	策定日 (協議会開催日)																																
東予地方局 今治土木事務所大規模 氾濫に関する減災対策 協議会	【市町】今治市長他、上島町長 他	(二) 蒼社川 (二) 浅川	令和3年 11 月 30 日																																
	【県】今治土木事務所長、玉川 ダム・台ダム管理事務所長 【警察】今治・伯方警察署長 【消防】今治市・上島町消防本 部消防長																																		

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
	<u>ともに、水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定め、住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</u> <u>(1) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）</u> <u>(2) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。）</u> <u>(3) 大規模工場等（大規模な工場その他の施設であって市町が条例で定める用途及び規模に該当するもので、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）</u> <u>市は、高潮被害を軽減するため高潮ハザードマップを整備するとともに、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。</u>	
第 1 0 章 土砂災害予防対策	第 1 0 章 土砂災害予防対策	
（略）	（略）	
第 1 節 土砂災害危険箇所の把握	第 1 節 土砂災害危険箇所の把握	
（略）	（略）	
第 2 節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等	第 2 節 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備等	
（略）	（略）	
第 3 節 土砂災害対策	第 3 節 土砂災害対策	
1 ハード対策 県及び市は、土砂災害危険箇所のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開する。 (1) 保全人家 30 戸以上の土砂災害危険箇所 (2) 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する土砂災害危険箇所 (3) 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網集中地域の土砂災害危険箇所 (4) 災害時に重要となる緊急輸送道路をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する土砂災害危険箇所 (5) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する土砂災害危険箇所 以上のほか、その他の溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応する。	1 ハード対策 県及び市は、土砂災害 警戒区域危険箇所 のうち、次に掲げるものについて重点的に事業（ハード対策）を展開する。 (1) 保全人家 30 戸以上 の土砂災害危険箇所 (2) 高齢者福祉施設・幼稚園等の要配慮者利用施設が存在する 土砂災害危険箇所 (3) 広域的な幹線道路、鉄道等重要交通網集中地域の 土砂災害危険箇所 (4) 災害時に重要となる緊急輸送道路 等 をはじめ、地域の避難道路や避難場所が存在する 土砂災害危険箇所 (5) 土砂災害により甚大な被害を受けた場合、再度災害防止のための緊急防災対策を要する 土砂災害危険箇所 以上のほか、その他の溪流であっても風水害等によって荒廃を生じ土砂災害を防止する必要があると認められるものは、適宜対応する。	
2 ソフト対策 （略）	2 ソフト対策 （略）	
第 4 節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等	第 4 節 土砂災害危険箇所の点検及び訓練等	

現 行 計 画	修 正 案	備考
(略)	(略)	
第 1 1 章 孤立地区対策 (略) 1 孤立予想地区の事前把握 (略) 2 孤立の危険性に関する住民への周知 (略) 3 外部との通信手段等の確保 (略) 4 ヘリコプター離着陸場の把握 (略) 5 孤立地域に対する集団避難の避難指示の検討 (略) 6 孤立を想定した食料等の備蓄 (略)	第 1 1 章 孤立地区対策 (略) 1 孤立予想地区の事前把握 (略) 2 孤立の危険性に関する住民への周知 (略) 3 外部との通信手段等の確保 (略) 4 ヘリコプター離着陸場の把握 (略) 5 孤立地域に対する集団避難の避難指示の検討 (略) 6 孤立を想定した食料等の備蓄 (略) 7 無人航空機の活用を検討 市は、孤立した地区の災害現場の状況把握、被災状況の把握、被害認定調査、物資輸送等の様々な場面での無人航空機の活用を検討する。 8 訓練等の実施 市は、孤立時の状況把握などの対応について、関係機関と連携して訓練を実施する。	
第 1 2 章 避難応急体制の整備 (略) 第 1 節 避難応急体制の整備 市は、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。また、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。さらに、大規模広域災害時に円滑な広域	第 1 2 章 避難応急体制の整備 (略) 第 1 節 避難応急体制の整備 市は、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図り、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施する。また、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令し、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。さらに、大規模広域災害時に円滑な広域	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 また、県や保健所と連携し、自宅療養者等の情報共有、避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。 学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、関係者等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。 さらに、市は、指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 また、県や保健所と連携し、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）</u>の自宅療養者等の情報共有、避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行い、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> 学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、関係者等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。 さらに、市は、指定緊急避難場所や指定一般避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。	
第 2 節 避難場所及び指定避難所の指定	第 2 節 避難場所及び指定避難所の指定	
市は、市民の生命、身体 の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、整備を図る。 また、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。 さらに、市は、これらの避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。 なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時も男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。	市は、市民の生命、身体 の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>感染症対策</u>等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を配慮し、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、整備し、<u>平常時から、場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底</u>を図る。 また、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。 さらに、市は、これらの避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るよう努めるものとする。 なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時も男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な指定避難所の設置も検討する。	
1 指定緊急避難場所 (略) 2 指定避難所 避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。 なお、市は、学校を指定一般避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定一般避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定一般避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 また、市は、指定管理施設を指定一般避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。 市は、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必	1 指定緊急避難場所 (略) 2 指定避難所 避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。 なお、市は、学校を指定一般避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、指定一般避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定一般避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 また、市は、指定管理施設を指定一般避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」などを参考に、平常時から</u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 また、市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。 さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 個別避難計画により、避難する要配慮者が想定されている指定福祉避難所においては、あらかじめ必要な受入準備を検討しておくこととし、併せて、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておく。また、指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず指定一般避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の作成時に検討することとする。 (1) 指定基準 ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。 イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。 ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。 エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。 オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受入れできること。 (2) 整備目標 (略) 3～4 (略) 第3節 避難路の指定 (略) 第4節 安全な避難の確保対策 (略) 第5節 広域一時滞在 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在中に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。	市は、指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 また、市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。 さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。 個別避難計画により、避難する要配慮者が想定されている指定福祉避難所においては、あらかじめ必要な受入準備を検討しておくこととし、併せて、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておく。また、指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合などには、まず指定一般避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の作成時に検討することとする。 (1) 指定基準 ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき2㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。 イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。 ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。 エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段が整備されていること。</u> オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に受入れできること。 (2) 整備目標 (略) 3～4 (略) 第3節 避難路の指定 (略) 第4節 安全な避難の確保対策 (略) 第5節 広域一時滞在 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在中に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>また、指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合や指定一般避難所での生活が困難な要配慮者のため、ホテル・旅館等との連携協定の締結を進める。</u>	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 1 3 章 市民生活の確保対策 (略) 第 1 節 指定一般避難所の開設・運営体制の整備 自主防災組織等と連携した指定一般避難所の開設、運営体制を整備する。 また、指定一般避難所に必要な設備、資機材等の配備や避難所生活長期化に対応するための環境整備等を図る。 1 指定一般避難所の開設・運営 市は、指定一般避難所の施設管理者や自主防災組織等と、「避難所運営マニュアル」に基づく指定一般避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。また、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 2 指定一般避難所の設備及び資機材の配備 市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、指定一般避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定一般避難所の電力容量の拡大に努める。 (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備 (2) 放送設備 (3) 照明設備（非常用発電機を含む。） (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器 (5) 炊出しに必要な機材及び燃料 (6) 給水用機材 (7) 救護施設及び医療資機材 (8) 物資の集積所 (9) 仮設の小屋又はテント (10) 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ (11) 防疫用資機材 (12) 清掃用資機材 (13) 工具類 (14) 非常電源、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等 (15) 日用品 (16) 備蓄食料及び飲料水 (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション等	第 1 3 章 市民生活の確保対策 (略) 第 1 節 指定一般避難所の開設・運営体制の整備 自主防災組織等と連携した指定一般避難所の開設、運営体制を整備する。 また、指定一般避難所に必要な設備、資機材等の配備や避難所生活長期化に対応するための環境整備等を図るとともに、<u>地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u> 1 指定一般避難所の開設・運営 市は、指定一般避難所の施設管理者や自主防災組織等と、「避難所運営マニュアル」に基づく指定一般避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。また、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 <u>また、市は、指定一般避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。</u> 2 指定一般避難所の設備及び資機材の配備 市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、指定一般避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定一般避難所の電力容量の拡大に努める<u>とともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等に努める。</u> <u>なお、冷暖房設備については、指定避難所の規模や現状の設備状況に応じて適切な冷暖房設備の整備や備蓄、または速やかに調達できるよう民間企業等との協定の締結等を進める。</u> <u>また、温かい食事の提供のため、大型ガス設備や燃料、調理設備等の備蓄についても検討を行う。</u> (1) 衛星携帯電話・無線LAN、NTT西日本事前設置の特設公衆電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機材・設備 (2) 放送設備 (3) 照明設備（非常用発電機を含む。） (4) <u>ガス設備</u> (5) <u>テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器</u> (6) <u>炊き出しに必要な機材及び燃料</u> (7) <u>給水用機材（貯水槽、給水タンク）、井戸</u> (8) <u>救護及び医療資機材</u> (9) <u>物資の集積所</u> (10) <u>仮設の小屋又はテント</u> (11) <u>携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ</u> (12) <u>防疫用資機材、感染症対策に必要な物資等</u> (13) <u>清掃用資機材</u> (14) <u>工具類</u> (15) <u>非常電源</u> (16) <u>日用品</u> (17) <u>備蓄食料（アレルギー対応食を含む。）及び飲料水</u> (18) <u>その他粉ミルク（アレルギー対応を含む。）、又は液体ミルク、哺乳瓶や紙おむつ、生理用品、尿取りパッド（男性用・女性用）、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
3 避難所生活長期化に対応する環境整備 避難所生活長期化に対応するため、指定一般避難所において、次のような環境整備を図る。 (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。 (2) し尿処理ができない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。 (3) 避難して助かった被災者が、指定一般避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。 (4) 指定一般避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。 (5) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線） (6) 女性や子育てに配慮した指定一般避難所設計の促進に努める。 ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置 イ 女性用物干し場の設置 ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置 (7) 指定一般避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。 (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。	(4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器 (5) 炊出しに必要な機材及び燃料 (6) 給水用機材 (7) 救護施設及び医療資機材 (8) 物資の集積所 (9) 仮設の小屋又はテント (10) 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホ＝ルトイレ (11) 防疫用資機材 (12) 清掃用資機材 (13) 工具類 (14) 非常電源、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等 (15) 日用品 (16) 備蓄食料及び飲料水 (17) その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション等 3 避難所生活長期化に対応する環境整備 避難所生活長期化に対応するため、指定一般避難所において、次のような環境整備を図る。 (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。 (2) し尿処理ができない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。 (3) 避難して助かった被災者が、指定一般避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。 (4) 指定一般避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。 (5) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線） (6) 女性や子育てに配慮した指定一般避難所設計の促進に努める。 ア 乳幼児のいる家庭専用部屋の設置 イ 女性用物干し場の設置 ウ トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置 (7) 指定一般避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。 (8) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。 <u>(9) 災害時に活用可能なランドリーカー等については、平時から登録・データベース化する等の仕組みを検討する。</u> <u>(10) 炊き出しや食品の供給を行うNPOや関係事業者等との連携協定の締結を進める。</u>	
4 要配慮者に配慮した指定一般避難所・設備の整備・確保 （略）	4 要配慮者に配慮した指定一般避難所・設備の整備・確保 （略）	
5 避難所運営マニュアルの周知等 市は、指定一般避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケア、要配慮者や男女のニーズの違いへの配慮など長期にわたる指定一般避難所運営を円滑に行うため、自主防災組織等に対し、避難所運営マニュアルの周知を図る。また、円滑な指定一般避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い指定一般避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるとともに、適宜適切な見直しを図るよう努める。 さらに、動物の同行避難が可能な指定一般避難所については、指定一般避難所における動物飼養	5 避難所運営マニュアルの周知等 市は、指定一般避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケア、要配慮者や男女のニーズの違いへの配慮など長期にわたる指定一般避難所運営を円滑に行うため、自主防災組織等に対し、避難所運営マニュアルの周知を図る。また、円滑な指定一般避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い指定一般避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるとともに、適宜適切な見直しを図るよう努める。 さらに、動物の同行避難が可能な指定一般避難所については、指定一般避難所における動物飼養	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。	に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。 6 在宅避難者等への支援体制の整備 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。 また、市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。 7 断水の長期化に対する備え 入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、指定避難所との送迎のためのマイクロバス等の確保、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用を検討など、断水の長期化に対する備えに努める。	
第 2 節 食料及び生活必需品等の確保	第 2 節 食料及び生活必需品等の確保	
災害時に、火災や倒壊、流失により住宅を失った市民のための緊急用食料や指定避難所等で一時的に生活するための生活必需品等を速やかに確保し供給できるよう、あらかじめ食料及び生活必需品等の供給体制を整備する。 緊急援護備蓄物資に関しては、防災アセスメント結果等を参考に、整備に努める。 ただし、災害時は平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されるため、道路の混乱がおさまり、流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間の必要物資は、あらかじめ市民が自力で確保できる対策をとっておくよう周知、啓発する。 また、食料及び生活必需品等の確保にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違い等に配慮するよう努める。	災害時に、火災や倒壊、流失により住宅を失った市民のための緊急用食料や指定避難所等で一時的に生活するための生活必需品等を速やかに確保し供給できるよう、あらかじめ食料及び生活必需品等の供給体制を整備する。 緊急援護備蓄物資に関しては、防災アセスメント結果等を参考に、整備に努める。 ただし、災害時は平常時には予測のできない市場流通の混乱、物資の入手難が想定されるため、道路の混乱がおさまり、流通機構がある程度回復し、また、他地域からの救援物資が到着するまでの間の必要物資は、あらかじめ市民が自力で確保できる対策をとっておくよう周知、啓発する。 また、食料及び生活必需品等の確保にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違い等に配慮するよう努める。 なお、備蓄にあたっては、指定避難所や物資拠点等にプッシュ型支援が届く発災後3日目まで最低限必要な備蓄を確保するよう努めるとともに、災害時に活用可能なキッチンカー等については、平時から登録・データベース化する等の仕組みを検討する。	
1～2 （略）	1～2 （略）	
3 流通在庫等による緊急調達体制の整備 流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者等の協力により、物資の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう災害時応援協定を締結するなど、平常時からのコミュニケーションの強化に努めるとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。	3 流通在庫等による緊急調達体制の整備 流通在庫等による物資調達を行うため、関係業者等の協力により、物資の確保に努める。また、災害時に速やかに、かつ積極的な協力が得られるよう災害時応援協定を締結するなど、平常時からのコミュニケーションの強化に努めるとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。 耐久財については、速やかな調達が可能となるようリースの活用を検討する。	
4 市民の活動 (1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。 (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。 (3) 自動車へのこまめな満タン給油 (4) 自主防災組織等による助け合い活動を推進する。 (5) 緊急物資の共同備蓄を推進する。	4 市民の活動 (1) 「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備をする。7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行う。 (2) (1)のうち、3日分程度の非常食料を含む非常持出品を準備する。 <u>(2)</u> 自動車へのこまめな満タン給油	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 3 節 飲料水等の確保 災害時における飲料水は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要であるため、迅速に飲料水を確保し配給できる給水体制を整備する。 (略) 第 4 節 物資供給体制の整備 輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積拠点）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料や生活必需品等を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。 物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。 また、災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について、次の措置を行う。 特に、地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、県及び市は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。 1 市の活動 (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検、運営管理方法等の検討を行う。 (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手順を確保する。 (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）を図る。 (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備を図る。 (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する「緊急通行車両の事前届出制度」の積極的な活用を推進する。	(34) 自主防災組織等による助け合い活動を推進する。 (45) 緊急物資の共同備蓄を推進する。 第 3 節 飲料水等の確保 災害時における飲料水は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要であるため、迅速に飲料水を確保し配給できる給水体制を整備する。 また、防災井戸等の分散型の生活用水の確保を促進するとともに、防災マップ等へ記載し、公表するよう努める。 (略) 第 4 節 物資供給体制の整備 輸送に関し、市は、災害時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市が開設する地域内輸送拠点（物資集積拠点）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料や生活必需品等を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。 物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めることとする。 また、災害が発生した場合に各指定避難所に確実に緊急物資を届けるため、平常時から緊急物資の供給体制の整備について、次の措置を行う。 特に、地域内輸送拠点（物資集積場所）から指定避難所等に至る輸送（ラストワンマイル）について、県及び市は、物流事業者、自衛隊などの国の機関等様々な機関と連携して行う必要がある。 1 市の活動 (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検、運営管理方法等の検討を行う。また、フォークリフト、ハンドフォーク、パレット等の資機材やその操作及び運営に必要な人員の確保方策についても検討を行う。 (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手順を確保する。 (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。 また、輸送管理についても、物資調達・輸送調整等支援システムを適切に活用することとし、防	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 5 節 医療救護体制の確保 災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。 1 実施方針 (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。被災地の市だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。 (2) 県は、市から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や災害派遣医療チーム（DMA T）を派遣し、医療救護を実施する。 (3) 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。 (4) 県及び市は、自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMA T）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。 (5) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。 (6) 市は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（D P A T）や災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣を県に要請する。 2 災害医療コーディネータの設置 (1) （略） (2) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行う。 (略) 3 ～ 4 （略）	災害訓練等を活用した操作方法等の習熟に努める。 (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備を図る。 (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する <u>災害発生前の緊急通行車両の事前確認制度</u>「<u>緊急通行車両の事前届出制度</u>」の積極的な活用を推進する。 (6) <u>輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u> (7) <u>陸路の早期啓開や、空路・海路を活用した物資輸送に必要な準備を行う。</u> (8) <u>地域内輸送拠点での物資受入れ、搬送計画の策定、搬送等の業務について、民間委託等がスムーズにできるよう、物流事業者との災害連携協定の締結を進める。</u> 第 5 節 医療救護体制の確保 災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下や交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行う。 1 実施方針 (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。被災地の市だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。 (2) 県は、市から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や<u>保健医療活動チーム</u>（災害派遣医療チーム（DMA T）<u>、日本医師会災害医療チーム（J MAT）</u>、<u>日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、日本災害歯科支援チーム（J DAT）</u>、<u>薬剤師チーム、看護師チーム（災害支援ナースを含む）</u>、<u>災害派遣精神医療チーム（D P A T）</u>、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）</u>、<u>その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下、同様。</u>）を派遣し、医療救護を実施する。 (3) 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、県は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。 (4) 県及び市は、自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、<u>保健医療活動チーム</u>災害派遣医療チ＝ム（DMA T）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。 (5) 医療救護活動の実施にあたっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。 (6) 市は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（D P A T）や災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣を県に要請する。 (7) <u>市は、県が開催する保健医療福祉調整本部会議に参加し、保健医療福祉活動における情報共有等を行う。</u> 2 災害医療コーディネータの設置 (1) （略） (2) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や<u>保健医療活動チーム</u><u>救護班</u>の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行う。 (略) 3 ～ 4 （略）	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
5 後方医療機関 救護所で手当を受けた傷病者のうち、重症者については、医療機関による医療が必要となる。そこで医師会等の協力のもとに、あらかじめ後方医療機関を指定し、また、重症者の搬送方法等についても必要な整備を図る。 (1) (略) (2) 災害（基幹）拠点病院 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則 1 か所指定する。災害拠点病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班の派遣や地域の医療機関へ応急用資機材等の貸出しを行う機能を有するものとする。 ア 災害拠点病院である県立今治病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。 イ 県立今治病院は、災害時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の 2 倍、外来患者については通常時の 5 倍程度の受入れが可能なスペースの確保と簡易ベッド等の整備に努める。 ウ 県立今治病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。 エ 県立今治病院は、平常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3 日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。 オ 県立今治病院は、少なくとも 3 日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備（井戸設備を含む。）、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。 カ 県立今治病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。 キ 県立今治病院は、3 日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。 ク 県は、災害（基幹）拠点病院について、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設や設備の整備を推進する。 (3) (略) 6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備 (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関が行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、医療機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。 (2) 市は、市の備蓄倉庫において避難生活に必要な災害用救急用品の備蓄を図るとともに、初動医療活動に必要な医薬品及び医療資機材について、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び病院等の連携、協力を得て確保する体制を整備する。 7 ～ 9 (略)	5 後方医療機関 救護所で手当を受けた傷病者のうち、重症者については、医療機関による医療が必要となる。そこで医師会等の協力のもとに、あらかじめ後方医療機関を指定し、また、重症者の搬送方法等についても必要な整備を図る。 (1) (略) (2) 災害（基幹）拠点病院 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則 1 か所指定する。災害拠点病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班や災害派遣医療チーム（DMA T）の派遣や地域の医療機関へ応急用資機材等の貸出しを行う機能を有するものとする。 ア 災害拠点病院である県立今治病院は、災害医療コーディネータが行う圏域内の医療救護の調整・実施に必要な機能や体制の充実に努める。 イ 県立今治病院は、災害時における多数の患者の発生に対応するため、入院患者については通常時の 2 倍、外来患者については通常時の 5 倍程度の受入れが可能なスペースの確保と簡易ベッド等の整備に努める。 ウ 県立今治病院は、災害発生直後に必要な救急用医薬品、衛生材料及び救護班が携行する医療機材、トリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）・タグ等の整備に努め、災害時における救護班の編成及び傷病者の受入れが速やかに行えるよう医療要員の非常参集体制を構築する。 エ 県立今治病院は、平常時の 6 割程度の発電容量のある自家発電機等の保有と、3 日分程度の備蓄燃料の確保に努める。また、平常時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証する。 オ 県立今治病院は、少なくとも 3 日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備（井戸設備を含む。）、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。 <u>カ 高潮浸水想定区域に所在する県立今治病院は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水版等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策に努める。</u> <u>キ 県立今治病院は、少なくとも 3 日分の容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な地下水利用のための設備の整備（井戸設備を含む。）、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。</u> <u>ク</u> 県立今治病院は、衛星電話の保有等、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備するとともに、複数の通信手段の保有に努める。 <u>ケ</u> 県立今治病院は、3 日分程度の食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。 <u>コ</u> 県は、<u>県立今治病院災害（基幹）拠点病院</u>について、浸水防止対策など風水害に対する施設の耐性強化を図るとともに、衛星電話、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設や設備の整備を推進する。 (3) (略) 6 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備 (1) 県は、緊急援護物資備蓄の一環として、医薬品等を保健所に分散備蓄するほか、救護班及び後方医療機関が行う医療救護活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保に関して、医療機関と連携のうえ、流通在庫の調達に努める。 (2) 市は、市の備蓄倉庫において避難生活に必要な災害用救急用品の備蓄を図るとともに、初動医療活動に必要な医薬品及び医療資機材について、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び病院等の連携、協力を得て確保する体制を整備する。 <u>(3) 市は、医薬品の輸送手段や指定避難所での管理方法について、関係団体等と事前に調整を図る。</u> 7 ～ 9 (略)	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 6 節 救急救助体制の確保 迅速に救急救助活動が実施できるよう、必要な体制を整備する。 また、市民自ら身近な救急救助が確実に行えるよう、自主救護能力の向上を推進する。 1 救急救助体制の整備 救急車の消防無線を活用した救急情報システムの導入により、医療機関との連携を強化するとともに、救急救助隊の整備充実を図る。 特に、救急患者のプレホスピタルケア（病院等に搬送するまでの対応）に対応する救急救命士の増員、高規格救急車両の配備、その他救急救助資機材の備蓄を推進する。 また、より高度な知識、技術を持つ消防隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団に対して、救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その救護活動能力の向上に努める。 2 ～ 3 （略） 第 7 節 防疫・衛生活動の確保 （略） 第 8 節 保健衛生活動体制の整備 災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。 1 情報収集体制の整備 市は、県と協働し、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。 2 （略） 第 9 節 し尿処理体制の整備 災害時の初期段階には、断水等により下水道が使用不可能となることや指定避難所等に多くの避難者が集まり使用可能なトイレが不足することが想定されるため、新たなし尿処理体制を整備する。 1 災害用仮設トイレ等の整備 (1) ～ (2) （略） (3) 災害時のトイレの確保・管理体制の整備 災害時のトイレを確保するため、市は、浄化槽・し尿処理及び下水道担当部局等を中心に、防災担当部局、保健担当部局、指定避難所担当部局等の関係各課で、平時から協力してトイレ対策を検討するとともに、発災時には、「被災者に清潔なトイレ環境を提供すること」を目的とした部局横断的な情報の共有・対応が取れるような体制を整備する。	第 6 節 救急救助体制の確保 迅速に救急救助活動が実施できるよう、必要な体制を整備する。 また、市民自ら身近な救急救助が確実に行えるよう、自主救護能力の向上を推進する。 1 救急救助体制の整備 救急車への消防無線を活用した救急情報システム等の導入により DX 化を推進し、医療機関との情報連携を強化するとともに、救急救助隊の整備充実を図る。特に、救急患者のプレホスピタルケア（病院等に搬送するまでの対応）に対応する救急救命士の増員、高規格救急車両の配備、<u>高度救命資器材の整備等、救急体制の充実を図る。その他救急救助資機材の備蓄を推進する。</u> また、より高度な知識、技術を持つ消防隊員の指導、育成に努めるとともに、消防団に対して、救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、<u>組織その救護</u>活動能力の向上に努める。 <u>さらに、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。</u> 2 ～ 3 （略） 第 7 節 防疫・衛生活動の確保 （略） 第 8 節 保健衛生活動体制の整備 災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。 1 情報収集体制の整備 市は、県と協働し、災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める<u>ほか、県が開催する保健医療福祉調整本部会議に参加し、保健医療福祉活動における情報共有等を行う。</u> 2 （略） 第 9 節 し尿処理体制の整備 災害時の初期段階には、断水等により下水道が使用不可能となることや指定避難所等に多くの避難者が集まり使用可能なトイレが不足することが想定されるため、新たなし尿処理体制を整備する。 1 災害用仮設トイレ等の整備 (1) ～ (2) （略） (3) 災害時のトイレの確保・管理体制の整備 災害時のトイレを確保するため、市は、浄化槽・し尿処理及び下水道担当部局等を中心に、防災担当部局、保健担当部局、指定避難所担当部局等の関係各課で、平時から協力してトイレ対策を検討するとともに、発災時には、「被災者に清潔なトイレ環境を提供すること」を目的とした部局横断的な情報の共有・対応が取れるような体制を整備する。 <u>また、携帯トイレ・簡易トイレ備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保等のため、民間事</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(4)～(5) (略) 2～3 (略) 第 1 0 節 ごみ処理体制の整備	<u>業者等との協定締結等協力体制の整備を進める。</u> (4)～(5) (略) 2～3 (略) 第 1 0 節 ごみ処理体制の整備	
(略)	(略)	
第 1 4 章 要配慮者の支援対策	第 1 4 章 要配慮者の支援対策	
《基本的な考え方》 大規模災害では、高齢者、障がい者等のいわゆる「要配慮者」は、災害の発生時において必要な情報を得ることや迅速かつ適切な行動をとることが困難であり、犠牲になる場合が多い。 市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む。）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、N P O ・ボランティア、国際交流協会等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。	《基本的な考え方》 大規模災害では、高齢者、障がい者等のいわゆる「要配慮者」は、災害の発生時において必要な情報を得ることや迅速かつ適切な行動をとることが困難であり、犠牲になる場合が多い。 市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む。）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、N P O ・ボランティア、国際交流協会等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、防災担当部局と福祉担当部局等が連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努める。<u>特に、市は障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備に努めるとともに、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による緊急の通報体制の整備にも努めるほか、初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援のあり方など、福祉的支援の強化に向けた検討を行う。</u> <u>また、市は、計画等の策定にあたっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女、国籍等のニーズの違い等に配慮する。</u>	
《計画の体系》 (略)	《計画の体系》 (略)	
第 1 節 要配慮者の安全確保体制の確立	第 1 節 要配慮者の安全確保体制の確立	
1 要配慮者の実態把握 要配慮者について、防災担当部局と福祉担当部局とが連携して、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や自治会等の範囲ごとに実態を把握し、情報の充実を図るとともに、消防緊急通信指令システムの情報整備との連携を進める。 (略)	1 要配慮者の実態把握 要配慮者について、防災担当部局と福祉担当部局とが連携して、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や自治会等の範囲ごとに実態を把握し、情報の充実を図るとともに、消防緊急通信指令システムの情報整備との連携を進める。 <u>また、市は、保健師、福祉関係者、N P O 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u> (略)	
2 避難行動要支援者名簿 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 ア 市は、関係部局で保有する情報を集約し、また、民生児童委員、自主防災組織、自治会、消防	2 避難行動要支援者名簿 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 ア 市は、関係部局で保有する情報を集約し、また、民生児童委員、自主防災組織、自治会、消防	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現行計画	修正案	備考
団等の協力を得て、市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。 イ～オ （略） (2)～(4) （略） 3 個別避難計画の作成 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、自主防災組織、自治会、消防団等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 (1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲、作成目標、作成の進め方（略） (2) 避難支援等関係者となる者（略） (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法（略） (4) 個別避難計画の更新に関する事項（略） (5) 個別避難計画情報の提供に際しての情報漏えいを防止するための措置（略） (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（略） (7) 避難支援等関係者の安全確保（略） 4 避難体制の確立 (1) （略） (2) 個別避難計画の提供 市は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 (3)～(4) （略） (5) 避難のための情報伝達 ア （略） イ 多様な手段の活用による情報伝達 緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（緊急告知ラジオ含む。）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等の緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて行う。 また、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災	団、<u>N P O</u>等の協力を得て、市に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものの把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。 イ～オ （略） (2)～(4) （略） 3 個別避難計画の作成 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、民生児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、自主防災組織、自治会、消防団、<u>N P O</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、<u>地域特有の課題に留意した上で</u>個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 (1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲、作成目標、作成の進め方（略） (2) 避難支援等関係者となる者（略） (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法（略） (4) 個別避難計画の更新に関する事項（略） (5) 個別避難計画情報の提供に際しての情報漏えいを防止するための措置（略） (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（略） (7) 避難支援等関係者の安全確保（略） (8) <u>デジタル技術の活用</u> <u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用することを検討する。</u> 4 避難体制の確立 (1) （略） (2) 個別避難計画の提供 市は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 (3)～(4) （略） (5) 避難のための情報伝達 ア （略） イ 多様な手段の活用による情報伝達 緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（緊急告知ラジオ含む。）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等の緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて行う。 また、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現行計画	修正案	備考
害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を検討する。 (6) (略) 5～7 (略) 第2節 社会福祉施設等における対策 (略) 第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策 (略)	害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を検討する。 <u>さらに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるよう努めるとともに、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。</u> (6) (略) 5～7 (略) 第2節 社会福祉施設等における対策 (略) 第3節 外国人及び市外からの来訪者への対策 (略)	
第15章 広域応援及び受援体制の整備 《基本的な考え方》 市及び防災関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、各関係機関等とあらかじめ相互応援協定を締結するなどして、実効性の確保に留意した広域的な応援体制を確立しておく。また、円滑な受援活動が行えるよう実施体制を整備しておく。 1 全県的な消防相互応援体制の整備 知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合の長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定」を締結している。協定の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」及び「愛媛県水防計画」の定めるところによる。 また、知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合機関の長が締結している「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。	第15章 広域応援及び受援体制の整備 《基本的な考え方》 市及び防災関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、<u>消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに</u>、各関係機関等とあらかじめ相互応援協定を締結するなどして、実効性の確保に留意した広域的な応援体制を確立しておく。また、円滑な受援活動が行えるよう実施体制を整備しておく。 1 <u>全県的な消防相互応援体制の整備</u> <u>(1) 県内の消防応援</u> <u>知事、県内の全市町長及び消防機関の長が締結している「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。</u> 知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合の長は、災害時における消防相互応援体制を確立し、災害の鎮圧と被害の軽減を図るために、「愛媛県消防広域相互応援協定」を締結している。協定の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」及び「愛媛県水防計画」の定めるところによる。 また、知事、県内の全市町長及び消防一部事務組合機関の長が締結している「愛媛県消防団広域相互応援協定」の具体的な運用については、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによる。 <u>(2) 緊急消防援助隊</u> <u>大規模な災害又は特殊な災害が発生し、市及び消防相互応援協定に基づく消防活動に不足が見込まれるときは、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、知事に対し緊急消防援助隊の派遣を要請する。</u> <u>市は、これらの措置に十分に対応できるよう、平時から県との連絡体制の強化を図るとともに、受援計画・体制の整備を図る。</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
2 全県的な防災相互応援体制の整備 消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。 県と市が締結している協定等は、次のとおりである。 なお、平成 31 年 2 月に県・市町連携により構築された人的な総合応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。 （略）	2 全県的な防災相互応援体制の整備 消防以外の分野について、他の市町に対する応援を求める場合を想定し、あらかじめ全県的な防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、具体的な運用を定めたマニュアルを整備する。 県と市が締結している協定等は、次のとおりである。 なお、平成 31 年 2 月に県・市町連携により構築された人的な総合応援体制（県内市町間のカウンターパート方式）について更なる関係性を構築することにより実効性の確保に努める。 （略） <u>なお、多大な人的支援を必要とする指定避難所運営等については、他市町村等からの応援職員を積極的に受け入れるよう受援体制の充実を図る。</u>	
3 消防防災ヘリコプターの活用 市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、次のような消防防災活動に消防防災ヘリコプターを活用する。 (1) 災害予防対策活動 （略） (2) 災害応急対策活動 ア 被災状況の把握 イ 被災地への救援物資、消火資機材の輸送及び要員の搬送 ウ 化学プラント、高速道路等の損壊状況の把握 エ 原子力災害時における空気モニタリング オ 市民への災害情報の伝達 (3) 救急救助活動 （略）	3 消防防災ヘリコプターの活用 市は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、次のような消防防災活動に消防防災ヘリコプターを活用する。 (1) 災害予防対策活動 （略） (2) 災害応急対策活動 ア 被災状況の把握 イ 被災地への救援物資、消火資機材の輸送及び要員の搬送 ウ 化学プラント、高速道路等の損壊状況の把握 エ 原子力災害時における空気モニタリング <u>エオ</u> 市民への災害情報の伝達 (3) 救急救助活動 （略）	
4 応援体制の整備 （略）	4 応援体制の整備 （略）	
5 受援体制の整備 大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、県（「愛媛県広域防災活動要領」（令和 3 年 3 月改定））等と連携し、支援受入の基本的な体制や手順等について定めた「今治市災害時受援計画（令和 4 年 4 月修正）」に基づき、受援体制の整備を図る。 (1)～(2) （略） (3) 応援側の活動環境の整備 応援側が単独で活動するのではなく、応援側と本市側がペアになって活動する体制を整備するほか、応援側の活動拠点の確保、地図や業務マニュアル等の資料提供の準備など、応援側が円滑に活動できるよう必要な環境整備を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。	5 受援体制の整備 大規模災害が発生した場合に、自衛隊・消防・警察などの救助機関等<u>の受入れ</u>や食料・飲料水・生活必需品等の物資を円滑に被災地や被災者へ届けるため、県（「愛媛県広域防災活動要領」（令和 3 年 3 月改定））等と連携し、支援受入<u>れ</u>の基本的な体制や手順等について定めた「今治市災害時受援計画（令和 4 年 4 月修正）」<u>及び「今治市緊急消防援助隊等受援計画」</u>に基づき、受援体制の整備を図る。 (1)～(2) （略） (3) 応援側の活動環境の整備 応援側が単独で活動するのではなく、応援側と本市側がペアになって活動する体制を整備するほか、応援側の活動拠点の確保、地図や業務マニュアル等の資料提供の準備など、応援側が円滑に活動できるよう必要な環境整備を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるとともに、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス等については、平時から登録・データベース化する等の仕組みを検討する。</u>	
(4) （略）	(4) （略）	
6 民間団体等との協力体制の確立 （略）	6 民間団体等との協力体制の確立 （略）	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 1 6 章 情報通信システムの整備 《基本的な考え方》 市及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。 また、大規模災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、市域の被害状況を的確に把握するための災害情報の収集、伝達体制を確立する。 1 現有施設状況 (略) 2 情報収集・連絡体制の整備 市及び防災関係機関は、風水害等の災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の執務時間外においても対応できるように配慮する。 3 通信施設の整備 通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。 また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線（緊急告知ラジオの普及も含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。 なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。 (1)～(3) (略) (4) 機器の整備 ア 市防災行政無線等、情報伝達手段の整備充実 (略) イ 今治市イントラネットの活用 (略) ウ 防災活動支援のための携帯電話の活用 緊急情報伝達体制の確立のため、携帯電話の活用を推進する。	第 1 6 章 情報通信システムの整備 《基本的な考え方》 市及び防災関係機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、平常時から大規模災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。 <u>特に、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、デジタル技術の活用に取り組むものとする。</u> また、大規模災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平素から他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、市域の被害状況を的確に把握するための災害情報の収集、伝達体制を確立する。 1 現有施設状況 (略) 2 情報収集・連絡体制の整備 市及び防災関係機関は、風水害等の災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努めるとともに、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める</u>。その際、夜間休日等の執務時間外においても対応できるように配慮する。 <u>また、市は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるとともに、位置情報と結びついた避難所の情報や通行可能な道路等の現場の情報等各種情報がリアルタイムで共有できる体制の構築に努める。</u> <u>さらに市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、S A R衛星を含む人工衛星、固定カメラ等の多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。</u> 3 通信施設の整備 通信施設管理者は、防災上重要な通信施設、設備等については、次により点検、整備等を行い、災害応急対策の円滑な実施を確保する。 また、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線（緊急告知ラジオの普及も含む。）の整備を図るとともに、携帯電話を含め、要配慮者にも配慮した多様な通信手段の整備に努める。 なお、通信施設の設置の際には、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備等の保守点検の実施や的確な操作の徹底を図るほか、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所へ設置する。 (1)～(3) (略) (4) 機器の整備 ア 市防災行政無線等、情報伝達手段の整備充実 (略) イ 今治市イントラネットの活用 (略) ウ 防災活動支援のための携帯電話の活用 緊急情報伝達体制の確立のため、携帯電話の活用を推進する。 <u>なお、公共安全モバイルシステムの活用に努める。</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
エ アマチュア無線の活用 （略） （5）消防緊急通信指令施設の整備拡充 高度情報社会に対応した防災システムを構築するため、最先端装置を導入し、消防隊の出動指令の自動化、受信機能向上を図っており、今後は総合的な管制システムの完成を図る。また、無線サイレン吹鳴装置を整備し、吹鳴スピーカーを利用した広報施設の整備を図る。 （6）～（8） （略） 4 ～ 7 （略）	エ アマチュア無線の活用 （略） <u>オ 衛星インターネットの活用</u> <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的の実施するよう努める。</u> （5）消防<u>指令システム</u>緊急通信指令施設の整備拡充 高度情報社会に対応した防災システムを構築するため、<u>AI、クラウド コンピューティングなどのデジタル技術や映像等を多用した情報収集システム最先端装置を導入し、正確な情報聴取と迅速な指令伝達が可能となる高機能な消防指令システム等の構築を図る。消防隊の出動指令の自動化、受信機能向上を図っており、今後は総合的な管制システムの完成を図る。また、無線サイレン吹鳴装置を整備し、吹鳴スピーカーを利用した広報施設の整備を図る。</u> （6）～（8） （略） 4 ～ 7 （略）	
第 1 7 章 緊急輸送体制の整備 （略） 第 1 節 緊急輸送ネットワークの整備 県指定の緊急輸送道路、防災拠点となる港湾及び拠点ヘリコプター離着陸場等を基軸にして、市輸送拠点及び市緊急輸送道路を定め、その他ヘリコプター離着陸場等も組み入れ、指定避難所等の被災住民とを有機的に結ぶ「緊急輸送ネットワーク」の形成及び整備推進を図る。 また、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に災害に対する安全性の確保に配慮する。 なお、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。 第 2 節 陸上輸送の環境整備 1 市の緊急輸送道路の指定 災害時に迅速かつ円滑な緊急輸送が確保できるよう、前記「緊急輸送ネットワーク」を形成する県指定緊急輸送道路以外の路線について、市の緊急輸送道路をあらかじめ指定する。 2 緊急輸送道路の整備 県指定及び市指定の緊急輸送道路にあたる道路及び橋りょうについては、災害が発生しても緊急輸送が確実に実施できるよう、定期的な点検とともに補強、整備を進める。 3 ～ 5 （略） 第 3 節 航空輸送の環境整備	第 1 7 章 緊急輸送体制の整備 （略） 第 1 節 緊急輸送ネットワークの整備 県指定の緊急輸送道路、防災拠点となる港湾及び拠点ヘリコプター離着陸場等を基軸にして、市輸送拠点及び市緊急輸送道路を定め、その他ヘリコプター離着陸場等も組み入れ、指定避難所等の被災住民とを有機的に結ぶ「緊急輸送ネットワーク」の形成及び整備推進を図る。 また、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に災害に対する安全性の確保に配慮する。 なお、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。 第 2 節 陸上輸送の環境整備 1 市の（仮称）緊急活動道路緊急輸送道路の指定 災害時に迅速かつ円滑な緊急輸送が確保できるよう、前記「緊急輸送ネットワーク」を形成する県指定緊急輸送道路以外の路線について、市の（仮称）緊急活動道路緊急輸送道路をあらかじめ指定する。 2 緊急輸送道路等の整備 県指定及び市指定の緊急輸送道路及び市指定の（仮称）緊急活動道路にあたる道路及び橋りょうについては、災害が発生しても緊急輸送等が確実に実施できるよう、定期的な点検とともに補強、整備を進める。 3 ～ 5 （略） 第 3 節 航空輸送の環境整備	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
災害時に迅速確実な輸送を行うため、県や自衛隊等のヘリコプター運航に係る地上支援体制の整備を図る。また、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努める。	災害時に迅速確実な輸送を行うため、県や自衛隊等のヘリコプター運航に係る地上支援体制の整備を図る。また、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努める。 <u>また、自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送等が円滑に行えるよう、平時からの連携体制構築や連携訓練を実施するよう努める。</u>	
第 4 節 海上輸送の環境整備	第 4 節 海上輸送の環境整備	
(略)	(略)	
第 5 節 運送事業者等との協力体制の整備	第 5 節 運送事業者等との協力体制の整備	
(略)	(略)	
第 1 8 章 防災都市づくりの推進	第 1 8 章 防災都市づくりの推進	
(略)	(略)	
第 1 節 安全・安心な都市づくりの推進	第 1 節 安全・安心な都市づくりの推進	
防災対策の基本的な方策は、本市を災害に強い都市構造につくりかえることである。そのためには、住宅密集地域の再開発、建築物の不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進する必要がある。 しかし、これらの施策を市全域で全面的に展開することは、巨額の費用を要し、市民の価値観の多様化や財政力の限界等から極めて難しい。 市としては、防災アセスメント結果等を踏まえて、都市計画事業等の積極的推進を図り、かつ修復型、改良型の手法による整備を長期的、計画的に推進することにより、防災都市づくりを進める。 災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことであり、そのため都市計画法に基づき各地区の見直しを随時行う。 また、風水害に強いまちづくりを推進するため、以下の措置を講ずる。	防災対策の基本的な方策は、本市を災害に強い都市構造につくりかえることである。そのためには、住宅密集地域の再開発、建築物の不燃化、道路の整備拡幅、公園、広場等のオープンスペースの確保といった施策を強力に推進する必要がある。 <u>特に密集市街地においては、老朽木造家屋の除却や延焼防止性能の高い建築物への建替えの推進を進めていく必要があるが、こうした取組は、地元住民等の理解を得ながら進めていく必要があり、防災マップの作成、防災訓練や防災パトロールの実施、防災に関する人材育成など、地域防災力の向上に資するソフト対策を推進することも必要である。</u> しかし、これらの施策を市全域で全面的に展開することは、巨額の費用を要し、市民の価値観の多様化や財政力の限界等から極めて難しい。 市としては、防災アセスメント結果等を踏まえて、都市計画事業等の積極的推進を図り、かつ修復型、改良型の手法による整備を長期的、計画的に推進することにより、防災都市づくりを進める。 災害に強い都市づくりの第一歩は都市を計画的に整備していくことであり、そのため都市計画法に基づき各地区の見直しを随時行う。 また、風水害に強いまちづくりを推進するため、以下の措置を講ずる。 (1)～(3) (略) (4) 市は、治水・防災・まちづくりを担当する各部局の連携のもと、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討し、その評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 節市街地の整備 (略) 第 3 節公園等オープンスペースの確保 (略) 第 4 節道路施設の整備 道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、住宅密集地等においては火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。 また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を進めるとともに、無電柱化の促進に努めるものとする。 災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路の整備、橋りょうの架替、補修を推進する。 1 道路の整備 (略) 2 橋りょうの架替、補修 老朽化した橋りょうについては、災害時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすことになる。 このため、国、県道橋については、架替、補修等を要請するとともに、市道橋についてはその架替、補修等の整備を推進する。 第 5 節建築物の不燃化 (略) 第 6 節建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止 (略) 第 7 節地下空間の浸水防止 (略)	第 2 節市街地の整備 (略) 第 3 節公園等オープンスペースの確保 (略) 第 4 節道路施設の整備 道路及び橋りょうは、単に人、物の輸送を分担する交通機能のみならず、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすほか、住宅密集地等においては火災の延焼を防止するなど、多様な機能を有している。 また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を進めるとともに、無電柱化の促進に努めるものとする。 災害時におけるこれらの機能を確保するため、道路の整備、橋りょうの架替、補修を推進する。 1 道路の整備 (略) 2 橋りょうの架替、補修 老朽化した橋りょうについては、災害時における避難、緊急物資の輸送などに支障をきたすことになる。 このため、国、県道橋については、架替、補修等を要請するとともに、市道橋についてはその架替、補修等の整備を推進する。 <u>また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋りょうの架け替え等の対策に努める。</u> 3 <u>アンダーパス部の冠水防止</u> <u>市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、必要に応じて、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> 第 5 節建築物の不燃化 (略) 第 6 節建築物、工作物等の崩壊、倒壊防止 (略) 第 7 節地下空間の浸水防止 (略)	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 8 節 コンピュータの安全対策 (略)	第 8 節 コンピュータの安全対策 (略)	
第 1 9 章 ライフラインの災害予防対策 (略) 第 1 節 水道施設 (略) 第 2 節 下水道施設 (略) 第 3 節 工業用水道施設 (略) 第 4 節 電力施設 (略) 第 5 節 ガス施設 (略) 第 6 節 電信電話施設 西日本電信電話株式会社は、災害時においても、可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。 1 ～ 5 (略) 第 7 節 廃棄物処理施設 (略)	第 1 9 章 ライフラインの災害予防対策 (略) 第 1 節 水道施設 (略) 第 2 節 下水道施設 (略) 第 3 節 工業用水道施設 (略) 第 4 節 電力施設 (略) 第 5 節 ガス施設 (略) 第 6 節 電信電話施設 西日本電信電話株式会社は、災害時においても、可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平常時から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。 <u>なお、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</u> 1 ～ 5 (略) 第 7 節 廃棄物処理施設 (略)	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 0 章 公共土木施設等の災害予防対策 (略) 第 1 節 道路施設 1 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保 道路交通の確保は、災害時において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。 また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。 さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、一般社団法人愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ応急復旧等の計画を立案するものとする。 2 防災点検等の実施 (略) 3 施設の防災対策及び改良整備 道路管理者は、防災点検等に対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急輸送道路及び緊急性の高い路線及び箇所（区間）から順次、防災対策及び改良整備を実施する。 (略) 4 ～ 6 (略) 第 2 節 河川管理施設 (略) 第 3 節 海岸保全施設 (略) 第 4 節 港湾施設 1 ～ 3 (略) 4 施設の補強・整備 近年の高波被害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。 5 (略) 6 脆弱箇所の情報共有	第 2 0 章 公共土木施設等の災害予防対策 (略) 第 1 節 道路施設 1 緊急輸送道路、重要物流道路等の確保 道路交通の確保は、災害時において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。 また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替の補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。 さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、一般社団法人愛媛県建設業協会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開や応急復旧等の計画を立案するものとする。 2 防災点検等の実施 (略) 3 施設の防災対策及び改良整備 道路管理者は、防災点検等に対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急輸送道路等及び緊急性の高い路線及び箇所（区間）から順次、防災対策及び改良整備を実施する。 (略) 4 ～ 6 (略) 第 2 節 河川管理施設 (略) 第 3 節 海岸保全施設 (略) 第 4 節 港湾施設 1 ～ 3 (略) 4 施設の補強・整備 近年の高波被害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。 5 (略) 6 脆弱箇所の情報共有	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。	港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。 <u>港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工の設置を検討する。</u>	
第 5 節 漁港施設	第 5 節 漁港施設	
(略)	(略)	
第 6 節 農業用施設	第 6 節 農業用施設	
農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。	農地・農業用施設の適切な維持保全は、土壌の浸食防止や、水田・ため池等における雨水の一次貯留効果による洪水被害の防止・軽減等、下流域の災害防止に役立っている。このため、その機能が十分発揮できるよう、農地・農業用施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の事業を実施する。	
1 ～ 2 (略)	1 ～ 2 (略)	
3 老朽ため池 農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止するため、漏水量や堤体の変化など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進める。中でも、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、農村地域防災減災事業等により防災減災対策を講ずる。 緊急連絡体制の整備や被害想定区域及び避難場所等を表示した「ため池ハザードマップ」の作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講ずる。 ため池ハザードマップは、防災訓練等に活用して地域住民の自主防災意識の向上、ため池の防災対策等災害時の被害軽減に役立てるものとする。 また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。	3 老朽ため池 農業用施設及び公共施設の災害を未然に防止するため、漏水量や堤体の変化など緊急性に応じて改修や利用されていないため池の廃止を進める。中でも、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して、<u>ため池ハザードマップや水位計・カメラ等の遠隔監視システムを活用した緊急時の迅速な避難体制整備を支援する農村地域防災減災事業等により防災減災対策を講ずる。</u>緊急連絡体制の整備や被害想定区域及び避難場所等を表示した「ため池ハザードマップ」の作成・周知などのソフト対策を組み合わせた防災減災対策を講ずる。 ため池ハザードマップは、防災訓練等に活用して地域住民の自主防災意識の向上、ため池の防災対策等災害時の被害軽減に役立てるものとする。 また、ため池の所有者及び管理者は、ため池の機能が十分に発揮されるよう、必要に応じて「愛媛県ため池保全サポートセンター」を活用し、ため池の適正な管理に努める。	
4 (略)	4 (略)	
第 2 1 章 危険物施設等の災害予防対策	第 2 1 章 危険物施設等の災害予防対策	
(略)	(略)	
第 2 2 章 資機材等の点検整備	第 2 2 章 資機材等の点検整備	
(略)	(略)	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 3 章 海上災害予防対策 (略)	第 2 3 章 海上災害予防対策 (略)	
第 2 4 章 原子力災害予防対策 (略) 第 1 節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略) 第 2 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (略) 第 3 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 (略) 第 4 節 防災訓練等の実施 市は、県及び関係機関と連携し、以下の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を県と共同で行う。 ア 災害対策本部等の設置運営訓練 イ 対策拠点施設への参集、立上げ、運営訓練 ウ 緊急時通信連絡訓練 エ 緊急時モニタリング訓練 オ 住民に対する情報伝達訓練 カ 住民避難訓練 キ 消防活動訓練・人命救助活動訓練	第 2 4 章 原子力災害予防対策 (略) 第 1 節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略) 第 2 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (略) 第 3 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 (略) 第 4 節 防災訓練等の実施 市は、県及び関係機関と連携し、以下の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を県と共同で行う。 <u>ア 緊急時通信連絡訓練</u> <u>イ 緊急時モニタリング訓練</u> <u>ウ 災害広報訓練</u> <u>エ 災害対策本部訓練</u> <u>オ オフサイトセンター運営訓練</u> <u>カ 原子力災害医療活動訓練</u> <u>キ 自衛隊等災害派遣要請訓練</u> <u>ク 住民避難・誘導訓練</u> <u>ケ その他緊急事態応急対策に必要な訓練</u> ア 災害対策本部等の設置運営訓練 イ 対策拠点施設への参集、立上げ、運営訓練 ウ 緊急時通信連絡訓練 エ 緊急時モニタリング訓練 オ 住民に対する情報伝達訓練 カ 住民避難訓練 キ 消防活動訓練・人命救助活動訓練	
第 5 節 原子力災害時等における避難者受入支援体制の整備	第 5 節 原子力災害時等における避難者受入支援体制の整備	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考																																		
市は、四国電力株式会社伊方原子力発電所において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合、国、県及び関係市町（伊方町、伊予市、八幡浜市）の要請により、避難者の受入れを行う。 市は、「原子力災害発生時等における避難者受入計画（伊方町編）（伊予市、八幡浜市編）」に基づき、連絡体制や受入支援体制の整備を図る。	市は、四国電力株式会社伊方原子力発電所において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合、国、県及び関係市町（伊方町、伊予市、八幡浜市）の要請により、避難者の受入れを行う。 市は、「原子力災害発生時等における避難者受入計画（伊方町編）（伊予市、八幡浜市編）」に基づき、連絡体制や受入支援体制の整備を図る。																																			
第 2 5 章 災害復旧・復興への備え	第 2 5 章 災害復旧・復興への備え																																			
（略） 《計画の体系》 <table><tr><th colspan="2">第 25 章 災害復旧・復興への備え</th></tr><tr><td>第 1 節</td><td>平常時からの備え</td></tr><tr><td>第 2 節</td><td>複合災害への備え</td></tr><tr><td>第 3 節</td><td>災害廃棄物の発生への対応</td></tr><tr><td>第 4 節</td><td>各種データの整備保全</td></tr><tr><td>第 5 節</td><td>保険・共済の活用</td></tr><tr><td>第 6 節</td><td>罹災証明書交付体制の整備</td></tr><tr><td>第 7 節</td><td>復興事前準備の実施</td></tr></table> 第 1 節 平常時からの備え 市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。 市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。 市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組みに関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。 市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保	第 25 章 災害復旧・復興への備え		第 1 節	平常時からの備え	第 2 節	複合災害への備え	第 3 節	災害廃棄物の発生への対応	第 4 節	各種データの整備保全	第 5 節	保険・共済の活用	第 6 節	罹災証明書交付体制の整備	第 7 節	復興事前準備の実施	（略） 《計画の体系》 <table><tr><th colspan="2">第 25 章 災害復旧・復興への備え</th></tr><tr><td>第 1 節</td><td>平常時からの備え</td></tr><tr><td>第 2 節</td><td>複合災害への備え</td></tr><tr><td>第 3 節</td><td>災害廃棄物の発生への対応</td></tr><tr><td>第 4 節</td><td>各種データの整備保全</td></tr><tr><td><u>第 5 節</u></td><td><u>公費解体に関する体制の整備</u></td></tr><tr><td>第 <u>5</u> 6 節</td><td>保険・共済の活用</td></tr><tr><td>第 <u>6</u> 7 節</td><td>罹災証明書交付体制の整備</td></tr><tr><td>第 <u>7</u> 8 節</td><td>復興事前準備の実施</td></tr></table> 第 1 節 平常時からの備え 市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。 市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。 市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組みに関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。<u>また、指導的立場にある者や防災部局の職員等を対象にした研修を実施する。</u> 市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は、	第 25 章 災害復旧・復興への備え		第 1 節	平常時からの備え	第 2 節	複合災害への備え	第 3 節	災害廃棄物の発生への対応	第 4 節	各種データの整備保全	<u>第 5 節</u>	<u>公費解体に関する体制の整備</u>	第 <u>5</u> 6 節	保険・共済の活用	第 <u>6</u> 7 節	罹災証明書交付体制の整備	第 <u>7</u> 8 節	復興事前準備の実施	
第 25 章 災害復旧・復興への備え																																				
第 1 節	平常時からの備え																																			
第 2 節	複合災害への備え																																			
第 3 節	災害廃棄物の発生への対応																																			
第 4 節	各種データの整備保全																																			
第 5 節	保険・共済の活用																																			
第 6 節	罹災証明書交付体制の整備																																			
第 7 節	復興事前準備の実施																																			
第 25 章 災害復旧・復興への備え																																				
第 1 節	平常時からの備え																																			
第 2 節	複合災害への備え																																			
第 3 節	災害廃棄物の発生への対応																																			
第 4 節	各種データの整備保全																																			
<u>第 5 節</u>	<u>公費解体に関する体制の整備</u>																																			
第 <u>5</u> 6 節	保険・共済の活用																																			
第 <u>6</u> 7 節	罹災証明書交付体制の整備																																			
第 <u>7</u> 8 節	復興事前準備の実施																																			

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
方策をあらかじめ整えるように努める。	退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。 <u>市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるとともに、作成後は必要に応じて同計画の見直しを行うほか、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u>	
第 2 節 複合災害への備え	第 2 節 複合災害への備え	
（略）	（略）	
第 3 節 災害廃棄物の発生への対応	第 3 節 災害廃棄物の発生への対応	
市は、県と協力し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び関係機関・民間事業者等との協力体制並びに十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。 市は、県と協力し、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。 また、市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。	市は、県と協力し、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び関係機関・民間事業者等との協力体制並びに十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。 市は、県と協力し、県内で一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。 また、市は、 災害廃棄物に関する情報のほか、 災害廃棄物処理支援ネットワーク（Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する <u>四国地域</u> ブロック協議会の取組み <u>に参画し、人材育成や受援体制の確立に等に関して、ホームページ等において公開する等、周知</u> に努める。	
第 4 節 各種データの整備保全	第 4 節 各種データの整備保全	
（略）	（略）	
	第 5 節 <u>公費解体に関する体制の整備</u>	
	<u>発災後できるだけ早期の公費解体を行えるよう、家屋等の公費解体に関する相談体制の整備や、罹災証明書の交付後速やかな申請の受付を可能とするための仕組みや体制の整備に関する検討を行う。また、被災者の負担軽減の観点から、申請書類の簡素化等の検討を行う。</u>	
第 5 節 保険・共済の活用	第 6 節 保険・共済の活用	
（略）	（略）	
第 6 節 罹災証明書交付体制の整備	第 7 節 罹災証明書交付体制の整備	
市は、災害時に、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 また、災害時に速やかに被災者への罹災証明書の発行ができるよう、罹災証明書発行事務担当者への「罹災証明発行事務マニュアル」の習熟を図る。 さらに市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について推進	市は、災害時に、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備 <u>充実</u> に努める。 また、災害時に速やかに被災者への罹災証明書の発行ができるよう、罹災証明書発行事務担当者への「罹災証明発行事務マニュアル」の習熟を図るとともに、 <u>罹災証明書の迅速な交付のため、航空写真の活用、地域一括での「全壊」判定、デジタル技術を活用したリモート判定等の積極的な活用を検</u>	

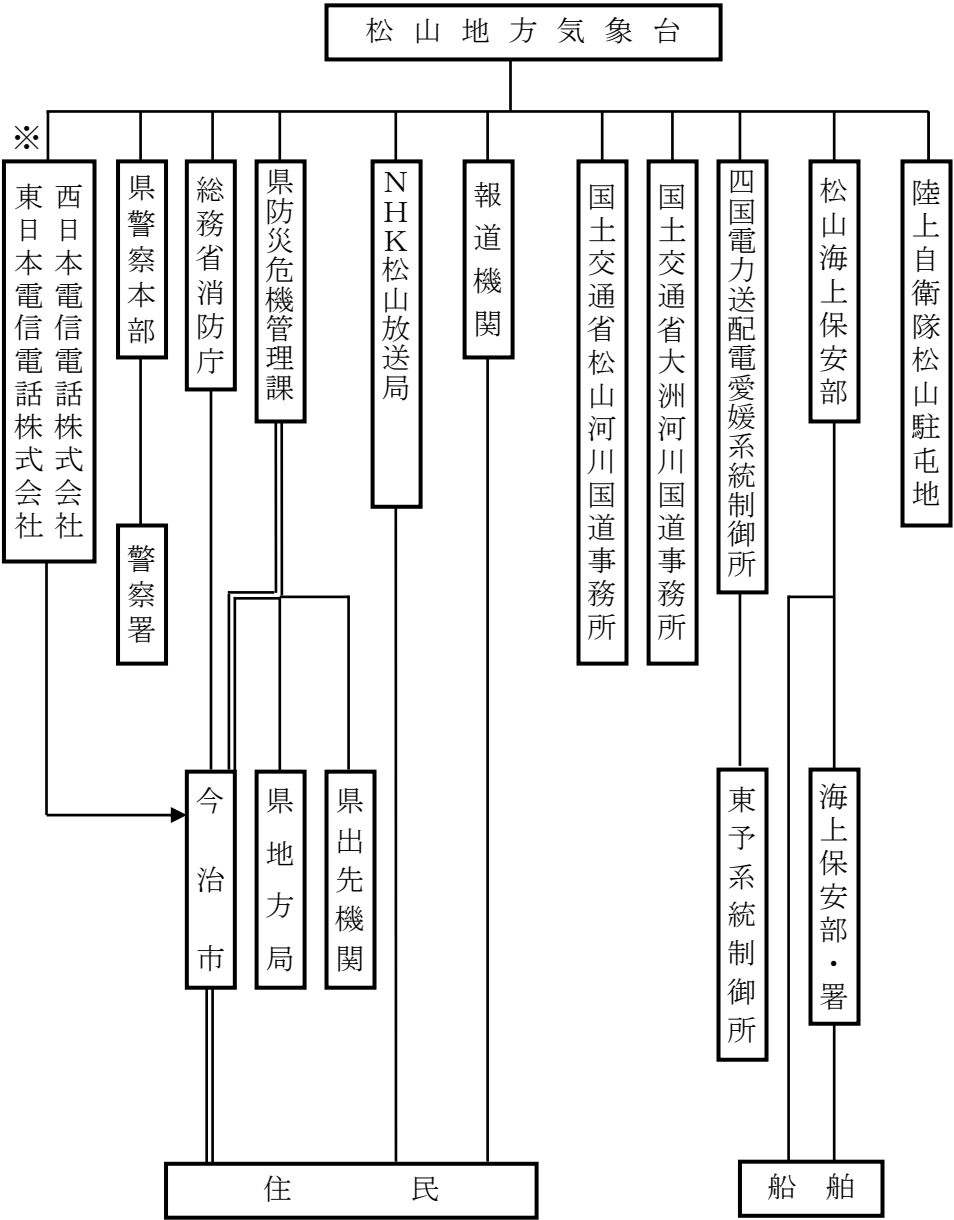
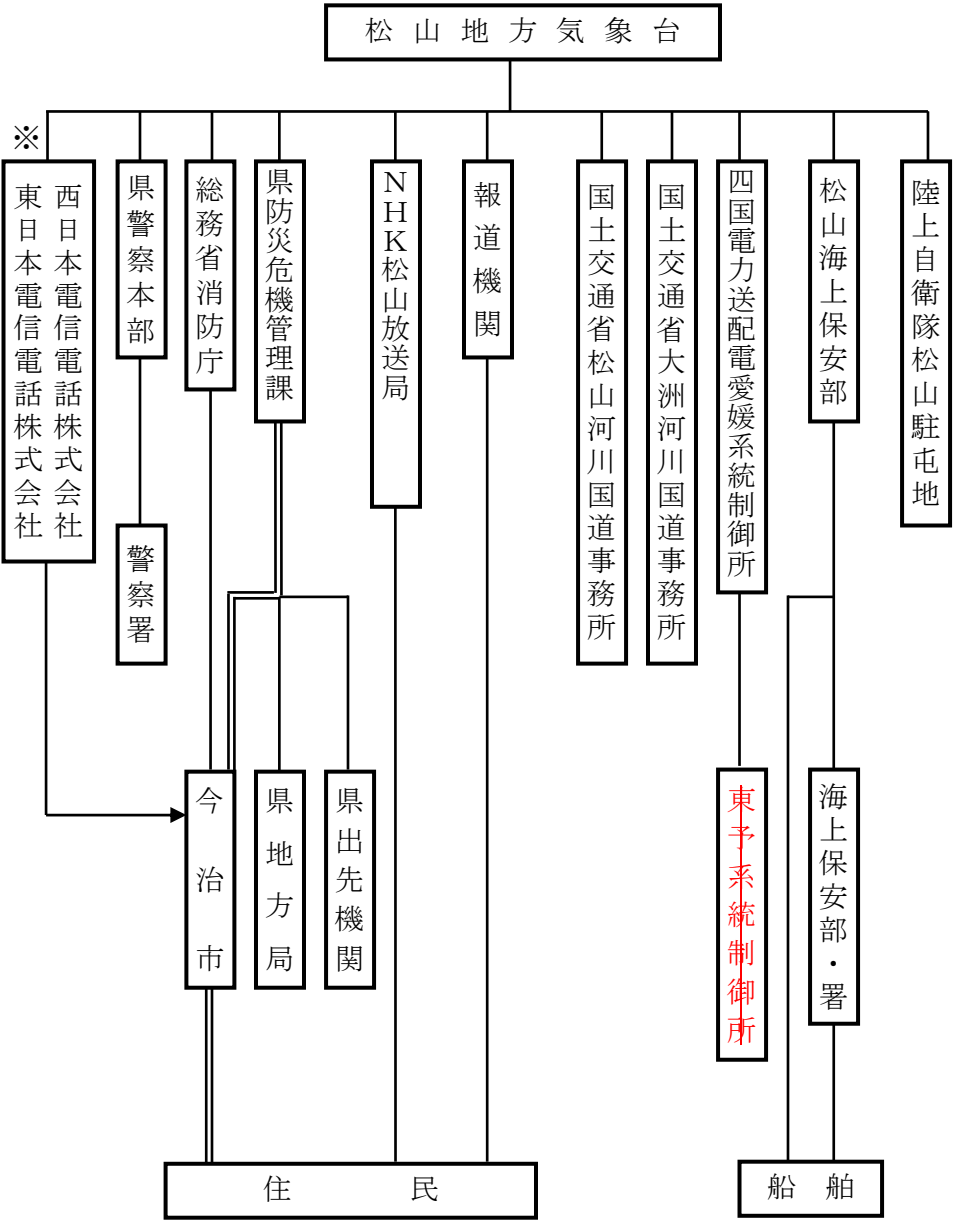
地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現行計画	修正案	備考
する。	討する。	
さらに市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について推進する。	さらに市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について推進する。	
第 7 節 復興事前準備の実施	第 8 節 復興事前準備の実施	
(略)	(略)	

現行計画	修正案	備考
第 3 部 災害応急対策計画	第 3 部 災害応急対策計画	
第 1 章 応急措置の概要	第 1 章 応急措置の概要	
(略)	(略)	
第 2 章 応急活動体制	第 2 章 応急活動体制	
(略)	(略)	
第 3 章 情報活動	第 3 章 情報活動	
(略)	(略)	
第 1 節 情報連絡体制	第 1 節 情報連絡体制	
(略)	(略)	
第 2 節 特別警報・警報・注意報・気象情報の種類	第 2 節 特別警報・警報・注意報・気象情報の種類	
1 特別警報・警報・注意報 松山地方気象台は、次の特別警報・警報・注意報・気象情報を発表する。発表区分は、市町単位である。警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。 なお、発表基準は、資料編「資料 5－1 気象等警報・注意報の種類及び発表基準」を参照のこと。 (略) 2 気象情報 気象の予報などについて、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。 (1)～(7) (略) (8) 顕著な大雨に関する情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って発表する。	1 特別警報・警報・注意報 松山地方気象台は、次の特別警報・警報・注意報・気象情報を発表する。発表区分は、市町単位である。警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮した地域でも発表する。 なお、発表基準は、資料編「資料 5－1 気象等警報・注意報の種類及び発表基準」を参照のこと。 また、警戒レベルは、資料編「資料 6－2 警戒レベルと住民等のとるべき行動について」を参照のこと。 (略) 2 気象情報 気象の予報などについて、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。 (1)～(7) (略) (8) 顕著な大雨に関する情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足するものとなり、警戒レベル 4 相当以上の状況で発表する。	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現行計画	修正案	備考
3 火災気象通報 消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められた時に、気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町長に伝達される。 火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらかもしくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報する。 4 火災警報 (略) 5 気象予警報等の住民、職員等への伝達 (1)～(2) (略) (3) 市（本部総括班（本部総括担当・広報担当）、支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）、応急対策班、消防班、消防団）は、必要に応じて、様々な環境下にある住民、職員等に対して、関係事業者の協力を得つつ、緊急防災情報伝達システムを用いて、予警報等を伝達する。 特に、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。	3 火災気象通報 消防法第 22 条 <u>(昭和 23 年法律第 186 号)</u> の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められた時に、気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町長に伝達される。 火災気象通報は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」のどちらかもしくは同時に発表又は発表される見込みのときに通報する。 4 火災警報 (略) 5 気象予警報等の住民、職員等への伝達 (1)～(2) (略) (3) 市（本部総括班（本部総括担当・広報担当）、支所総括班（陸地部支所担当・島嶼部支所担当）、応急対策班、消防班、消防団）は、必要に応じて、様々な環境下にある住民、職員等に対して、関係事業者の協力を得つつ、緊急防災情報伝達システムを用いて、予警報等を伝達する。 特に、特別警報が発表された際には、迅速かつ確実な伝達がなされるよう、特に留意する。	

現 行 計 画		修 正 案	備 考
特別警報・警報・注意報の伝達系統図 令和4年5月現在  ※印は警報のみ。 (注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 6～7 (略) 第3節 被害状況の収集、伝達 1 情報の収集・伝達系統 (略) 2 災害発生直後の情報収集		特別警報・警報・注意報の伝達系統図 令和4年5月現在  ※印は警報のみ。 (注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 6～7 (略) 第3節 被害状況の収集、伝達 1 情報の収集・伝達系統 (略) 2 災害発生直後の情報収集	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(1) 所管施設の状況把握 （略） (2) 支所からの報告 （略） (3) 調査班による情報収集 （略） (4) 消防団・自主防災組織等による情報収集 （略） (5) 参集途上の状況の収集 （略） (6) 発見者による通報 （略） (7) 県への応援要請 被害が甚大な場合や孤立地区の発生等により情報の収集及び状況調査が不可能な場合、調査に専門的な技術を必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。 3～4（略） 5 第一次情報の報告 総括部長は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後には、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119 番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。 ただし、通信途絶等により県への連絡ができない場合は、国（総務省消防庁経由）へ直接連絡する。 特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に係わらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。 なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、適切に行われるよう県に協力する。 さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、県と連携し、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。 6（略）	(1) 所管施設の状況把握 （略） (2) 支所からの報告 （略） (3) 調査班による情報収集 （略） (4) 消防団・自主防災組織等による情報収集 （略） (5) 参集途上の状況の収集 （略） (6) 発見者による通報 （略） <u>(7) 無人航空機等による情報収集</u> <u>本部総括班（本部総括担当）は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行う。</u> (8) 県への応援要請 （略） 3～4（略） 5 第一次情報の報告 総括部長は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、災害発生直後には、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119 番通報の殺到状況等の情報を関係各班から収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報を県に対してだけでなく国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。 ただし、通信途絶等により県への連絡ができない場合は、国（総務省消防庁経由）へ直接連絡する。 特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無に係わらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。 なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、適切に行われるよう県に協力する。 さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。また、県と連携し、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。<u>収集・精査に時間を要する場合は、可能な限り速やかに公表できるよう県に対して段階的に提供する。</u> <u>なお、安否不明者の公表にあたっては、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等である可能性を考慮し、住民基本台帳の閲覧等制限がされていないことを事前に確認する。</u> 6（略）	
第 4 章 広報活動	第 4 章 広報活動	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(略)	(略)	
第 5 章 広域応援活動	第 5 章 広域応援活動	
(略)	(略)	
第 1 節 県に対する応援要請	第 1 節 県に対する応援要請	
(略)	(略)	
第 2 節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請	第 2 節 他市町、指定地方公共機関等への応援・協力要請	
1 他のも市町等に対する応援要請 (略) 2 消防機関への応援要請 (1) 応援要請の手続き 本部長の決定に基づき他の消防機関の長に応援を要請するときは、総括部長は、次の事項を明らかにして要請する。(要請は電話で行い、後日文書を提出する。) ア 災害の状況及び応援要請の理由 イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間 ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員、車両、資機材等 エ 進入経路及び結集場所 オ 指揮体制及び無線運用体制 (2) (略) (3) 緊急消防援助隊 県内の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。 県知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官へ派遣を要請する。 なお、緊急消防援助隊の応援要請等については、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」及び「今治市緊急消防援助隊等受援計画」の定めるところによる。 (4) 応援隊の受入体制 受援統括チームを設け、応援消防隊の迅速な受入体制を整える。 受入れのための主要拠点（進出拠点）は、西部丘陵公園、大新田公園、市営スポーツパーク、道の駅伯方 S・C パークとし、その他の活動拠点と併せて円滑な運営を図る。 ア 応援消防隊の誘導方法 イ 応援消防隊の人員、車両、資機材、指揮者等の確認 ウ 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配 3 ～ 7 (略)	1 他のも市町等に対する応援要請 (略) 2 消防機関への応援要請 (1) 応援要請の手続き 本部長の決定に基づき他の消防機関の長に応援を要請するときは、<u>消防長総括部長</u>は、次の事項を明らかにして要請する。(要請は電話で行い、後日文書を提出する。) ア 災害の状況及び応援要請の理由 イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間 ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員、車両、資機材等 エ 進入経路及び結集場所 オ 指揮体制及び無線運用体制 (2) (略) (3) 緊急消防援助隊 県内の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。 県知事と連絡がとれない場合は、直接、消防庁長官へ派遣を要請する。 なお、緊急消防援助隊の応援要請等については、「愛媛県緊急消防援助隊受援計画」、<u>「愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」</u>及び「今治市緊急消防援助隊等受援計画」の定めるところによる。 (4) 応援隊の受入体制 <u>消防部は、消防庁舎内に指揮本部を設置し受援統括チームを設け</u>、応援消防隊の迅速な受入体制を整える。 受入れのための主要拠点（進出拠点）は、西部丘陵公園、大新田公園、市営スポーツパーク、道の駅伯方 S・C パークとし、その他の活動拠点と併せて円滑な運営を図る。 ア 応援消防隊の誘導方法 イ 応援消防隊の人員、車両、資機材、指揮者等の確認 ウ 応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配 3 ～ 7 (略)	
第 3 節 広域応援の受入れ	第 3 節 広域応援の受入れ	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現行計画	修正案	備考																																																																
広域応援部隊の受入れについては、「今治市災害時受援計画（令和４年４月修正）」に基づき実施する。なお、各部で個別に広域応援を要請した場合は、各部で受入れを行う。 応援職員の受入れにあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。 （略）	広域応援部隊の受入れについては、「今治市災害時受援計画（令和４年４月修正）」に基づき実施する。なお、各部で個別に広域応援を要請した場合は、各部で受入れを行う。 応援職員の受入れにあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。さらに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。<u>さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u> （略）																																																																	
第４節 自衛隊の災害派遣要請	第４節 自衛隊の災害派遣要請																																																																	
（略） ６ 災害派遣部隊の活動範囲 自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なる。	（略） ６ 災害派遣部隊の活動範囲 自衛隊が災害派遣時に実施しうる人命救助活動、生活救援活動等の一例は以下のとおりである。実際の災害派遣時における活動内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、派遣された部隊等の人員、装備等によって異なる。																																																																	
<table><tr><th colspan="2">自衛隊の災害派遣を要請できる範囲</th></tr><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>避難者の誘導、輸送等</td></tr><tr><td>遭難者等の搜索救助</td><td>行方不明者、傷病者等の搜索救助 (通常、他の救援活動に優先して実施)</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>堤防、護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬</td></tr><tr><td>消火活動</td><td>利用可能な消防車その他の防火用具による消防機関への協力</td></tr><tr><td>道路、水路等の交通上の障害物の排除</td><td>施設の損壊又は障害物がある場合の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除</td></tr><tr><td>応急医療、救護及び防疫支援</td><td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）</td></tr><tr><td>通信支援</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と市対策本部間のバックアップ通信の支援</td></tr><tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）</td></tr><tr><td>給食及び給水の支援</td><td>被災者に対する給食、給水及び入浴支援</td></tr><tr><td>宿泊支援</td><td>被災者に対する宿泊支援</td></tr><tr><td>救援物資の無償貸与又は譲与</td><td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</td></tr><tr><td>危険物等の保安及び除去</td><td>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td></tr><tr><td>その他</td><td>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</td></tr></table>	自衛隊の災害派遣を要請できる範囲		項 目	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者等の搜索救助 (通常、他の救援活動に優先して実施)	水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬	消火活動	利用可能な消防車その他の防火用具による消防機関への協力	道路、水路等の交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除	応急医療、救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）	通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と市対策本部間のバックアップ通信の支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）	給食及び給水の支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援	宿泊支援	被災者に対する宿泊支援	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。	危険物等の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。	<table><tr><th colspan="2">自衛隊の災害派遣を要請できる範囲</th></tr><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察</td></tr><tr><td>避難の援助</td><td>避難者の誘導、輸送等</td></tr><tr><td>遭難者等の搜索救助</td><td>行方不明者、傷病者等の搜索救助 (通常、他の救援活動に優先して実施)</td></tr><tr><td>水防活動</td><td>堤防、護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬</td></tr><tr><td>消火活動</td><td>利用可能な消防車その他の防火用具による消防機関への協力</td></tr><tr><td>道路、水路等の交通上の障害物の排除</td><td>施設の損壊又は障害物がある場合の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除</td></tr><tr><td>応急医療、救護及び防疫支援</td><td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）</td></tr><tr><td>通信支援</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と市対策本部間のバックアップ通信の支援</td></tr><tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）</td></tr><tr><td>給食及び給水の支援</td><td>被災者に対する給食、給水及び入浴支援</td></tr><tr><td>宿泊支援</td><td>被災者に対する宿泊支援</td></tr><tr><td>救援物資の無償貸与又は譲与</td><td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。</td></tr><tr><td>危険物等の保安及び除去</td><td>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td></tr><tr><td>その他</td><td>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</td></tr></table>	自衛隊の災害派遣を要請できる範囲		項 目	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者等の搜索救助 (通常、他の救援活動に優先して実施)	水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬	消火活動	利用可能な消防車その他の防火用具による消防機関への協力	道路、水路等の交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除	応急医療、救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）	通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と市対策本部間のバックアップ通信の支援	人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）	給食及び給水の支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援	宿泊支援	被災者に対する宿泊支援	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。	危険物等の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。	
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲																																																																		
項 目	活 動 内 容																																																																	
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察																																																																	
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																	
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者等の搜索救助 (通常、他の救援活動に優先して実施)																																																																	
水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬																																																																	
消火活動	利用可能な消防車その他の防火用具による消防機関への協力																																																																	
道路、水路等の交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除																																																																	
応急医療、救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）																																																																	
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と市対策本部間のバックアップ通信の支援																																																																	
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）																																																																	
給食及び給水の支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援																																																																	
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援																																																																	
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。																																																																	
危険物等の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																	
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。																																																																	
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲																																																																		
項 目	活 動 内 容																																																																	
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察																																																																	
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																																	
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷病者等の搜索救助 (通常、他の救援活動に優先して実施)																																																																	
水防活動	堤防、護岸の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬																																																																	
消火活動	利用可能な消防車その他の防火用具による消防機関への協力																																																																	
道路、水路等の交通上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除																																																																	
応急医療、救護及び防疫支援	被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援（薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用）																																																																	
通信支援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と市対策本部間のバックアップ通信の支援																																																																	
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）																																																																	
給食及び給水の支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援																																																																	
宿泊支援	被災者に対する宿泊支援																																																																	
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。																																																																	
危険物等の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																																	
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。																																																																	

現 行 計 画			修 正 案			備考
(略)			(略)			
第 5 節 海上保安庁に対する支援要請			第 5 節 海上保安庁に対する支援要請			
(略)			(略)			
第 6 章 避難活動			第 6 章 避難活動			
(略)			(略)			
第 1 節 高齢者等避難、避難指示等			第 1 節 高齢者等避難、避難指示等			
(略)			(略)			
1 高齢者等避難及び避難指示等の実施責任者及び基準 避難指示等の実施責任者及び発令基準は、次のとおりとする。 なお、避難指示等の発令にあたっては、発令基準及び気象台等の関係機関等からの助言を踏まえて総合的に判断して発令するものとする。			1 高齢者等避難及び避難指示等の実施責任者及び基準 避難指示等の実施責任者及び発令基準は、次のとおりとする。 なお、避難指示等の発令にあたっては、発令基準及び気象台等の関係機関等からの助言を踏まえて総合的に判断して発令するものとする。			
実施者	実施の基準	根拠法	実施者	実施の基準	根拠法	
市長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法第 56 条	市長	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法第 56 条	
	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し避難の指示を発令する。 また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。 これらの場合、直ちに県地方局長（県本部支部長）を通じて知事（県本部長）に報告する。	災害対策基本法第 60 条		災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める住民等に対し避難の指示を発令する。 また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。 これらの場合、直ちに県地方局長（県本部支部長）を通じて知事（県本部長）に報告する。	災害対策基本法第 60 条	
警察官又は海上保安官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を市長に通知する。	災害対策基本法第 61 条	警察官又は海上保安官	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにこれらの指示をした旨を市長に通知する。	災害対策基本法第 61 条	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画				修 正 案				備考
	警察官	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条		警察官	災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条	
	知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条		知事又はその命を受けた職員	洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民、 <u>滞在者その他の者</u> に対し、避難のための立退きを指示する。 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
	自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。	自衛隊法第94条		自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその現場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対し、避難の措置を講ずる。	自衛隊法第94条	
	水防管理者（市長）	洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条		水防管理者（市長）	洪水又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の住民、 <u>滞在者その他の者</u> に対し、避難のための立退きを指示する。この場合、水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。	水防法第29条	
	県知事による措置の代行	災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示、緊急安全確保の発令を行う。この場合、知事はその旨を公示する。	災害対策基本法第60条第6項		県知事による措置の代行	災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示、緊急安全確保の発令を行う。この場合、知事はその旨を公示する。	災害対策基本法第60条第6項	
（略）				（略）				
第2節 避難誘導及び避難の方法				第2節 避難誘導及び避難の方法				
（略）				（略）				
第3節 各施設における避難対策				第3節 各施設における避難対策				
（略）				（略）				
第7章 指定一般避難所運営				第7章 指定一般避難所運営				
（略）				（略）				
第1節 指定一般避難所の開設				第1節 指定一般避難所の開設				
1 指定一般避難所の開設 避難所班は、避難が必要になった場合、直ちに指定一般避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、自主防災組織及び学校等避難施設管理者等の協力のもと被災者が避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。受入れにあたっては、指定緊急避難場所や指定一般避				1 指定一般避難所の開設 避難所班は、避難が必要になった場合、直ちに指定一般避難所を開設し、設置場所等を速やかに被災者に周知するとともに、自主防災組織及び学校等避難施設管理者等の協力のもと被災者が避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。受入れにあたっては、指定緊急避難場所や指定一般避難所に				

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。 また、開設にあたっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な指定一般避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの指定一般避難所を開設するよう努める。 ただし、指定一般避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定一般避難所を設置・維持することの適否を検討する。 なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等を図るものとする。 指定一般避難所の開設は、災害救助法適用時においても、県からの通知に基づき本部長が実施する。	避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。<u>家庭動物と同行避難した被災者については、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u> また、開設にあたっては、住民の自主避難にも配慮し、必要な指定一般避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、指定一般避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの指定一般避難所を開設するよう努める。 ただし、指定一般避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定一般避難所を設置・維持することの適否を検討する。 なお、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等を図るものとする。 指定一般避難所の開設は、災害救助法適用時においても、県からの通知に基づき本部長が実施する。	
2～5（略）	2～5（略）	
	6 在宅避難者等への支援体制の整備 <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合、支所総括班及び物資供給班は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u> <u>また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合、支所総括班及び物資供給班は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u>	
第 2 節 指定一般避難所の管理運営	第 2 節 指定一般避難所の管理運営	
1 運営上の留意点 指定一般避難所の管理運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者による自治を原則とし、学校等施設管理者の協力を得て自主防災組織等が中心となり行う。指定一般避難所に派遣された市職員は、これら管理運営のための支援、市対策本部との連絡調整を行う。 また、指定一般避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。 留意事項は以下のとおりである。	1 運営上の留意点 指定一般避難所の管理運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難者による自治を原則とし、学校等施設管理者の協力を得て自主防災組織等が中心となり行う。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u><u>また、男女共同参画の視点を反映することができるよう、指定一般避難所の運営責任者（リーダーや副リーダー）には男女両方を配置するよう努める。</u> 指定一般避難所に派遣された市職員は、これら管理運営のための支援、市対策本部との連絡調整を行う。 また、指定一般避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。 留意事項は以下のとおりである。 (1)～(2)（略） (3) 指定一般避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、指定一般避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や指定一般避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。	
(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）	
(3) 指定一般避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、指定一般避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や指定一般避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。	(3) 指定一般避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、 <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握や仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう</u> に努め、必要な対策を講ずる。 <u>なお、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドが全員分確保できない場合は、要配慮者等困っている人や女性のプライバシーの確保などを優先的に、か</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(4) (略) (5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服用状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定一般避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努める。 (6) 指定一般避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定一般避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定一般避難所の運営に努める。 (7)～(11) (略) (12) 市は、必要に応じ、指定一般避難所における家庭動物の受入れや飼養方法について、運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定一般避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 (13) (略) 2 運営の手順 (略) 第 3 節 指定一般避難所の閉鎖 (略)	<u>ら迅速かつ臨機応変に設置するものとする。</u> また、指定一般避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、避難者の健康管理や指定一般避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。 (4) (略) (5) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服用状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定一般避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など、</u>必要な措置をとるよう努める。 (6) 指定一般避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮する。さらに男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、<u>プライバシーの確保された間仕切りによる世帯ごとのエリアの設置、</u>男女別のトイレ、<u>多目的トイレ、</u>更衣室、<u>休養スペース、</u>物干し場や授乳室、<u>キッズスペース</u>の設置、生理用品等の女性による配布、男女ペアでの巡回警備等による指定一般避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定一般避難所の運営に努める。 (7)～(11) (略) (12) 市は、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定一般避難所における家庭動物の受入れや飼養方法について、運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定一般避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。 (13) (略) 2 運営の手順 (略) 第 3 節 指定一般避難所の閉鎖 (略)	
第 8 章 緊急輸送活動 (略) 第 1 節 緊急輸送の配慮事項 (略) 第 2 節 緊急輸送の対象 (略) 第 3 節 緊急輸送の段階別対応	第 8 章 緊急輸送活動 (略) 第 1 節 緊急輸送の配慮事項 (略) 第 2 節 緊急輸送の対象 (略) 第 3 節 緊急輸送の段階別対応	

現 行 計 画	修 正 案	備考
(略) 第 4 節 緊急輸送体制の確立 (略) 第 5 節 輸送活動 1 緊急輸送ルートの指定 知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、県指定の緊急輸送道路から緊急輸送にあてる道路を選定する。 応急対策班は、県が指定の緊急輸送道路及び市指定の緊急輸送道路の被害状況等を迅速に把握し、市内における輸送可能なルートを選定する。 (1) 県指定緊急輸送道路 ア 一次緊急輸送道路 イ 二次緊急輸送道路 (2) 市指定緊急輸送道路 2 輸送拠点の確保 市の備蓄物資及び市外から入ってくる緊急輸送物資等を効率的に市内各地へ輸送するための拠点として、物資集積拠点及び物資輸送のための拠点ヘリコプター離着陸場を設置する。 (略)	(略) 第 4 節 緊急輸送体制の確立 (略) 第 5 節 輸送活動 1 緊急輸送ルートの指定 知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者等と協議し、県指定の緊急輸送道路から緊急輸送にあてる道路を選定する。 応急対策班は、県が指定の緊急輸送道路及び市指定の（仮称）緊急活動道路緊急輸送道路の被害状況等を迅速に把握し、市内における輸送可能なルートを選定する。 (1) 県指定緊急輸送道路 ア 一次緊急輸送道路 イ 二次緊急輸送道路 (2) 市指定の（仮称）緊急活動道路緊急輸送道路 2 輸送拠点の確保 市の備蓄物資及び市外から入ってくる緊急輸送物資等を効率的に市内各地へ輸送するための拠点として、物資集積拠点及び物資輸送のための拠点ヘリコプター離着陸場を設置する。 <u>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u> (略)	
第 9 章 交通確保対策 (略) 第 1 節 陸上交通の確保対策 1 ～ 2 (略) 3 道路交通確保の措置 (1) 道路交通確保の実施体制 (略) (2) 道路施設の復旧 道路管理者等は、早急に被害状況を把握し、関係機関の協力を得て、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 なお、この場合、緊急輸送道路を優先して行うこととし、（一社）愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や緊急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。 (3) 交通安全施設の復旧 (略) (4) 障害物等の除去及び集積	第 9 章 交通確保対策 (略) 第 1 節 陸上交通の確保対策 1 ～ 2 (略) 3 道路交通確保の措置 (1) 道路交通確保の実施体制 (略) (2) 道路施設の復旧 道路管理者等は、早急に被害状況を把握し、関係機関の協力を得て、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 なお、この場合、緊急輸送道路等を優先して行うこととし、（一社）愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や緊急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。 (3) 交通安全施設の復旧 (略) (4) 障害物等の除去及び集積	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
ア 路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じ、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。 イ アにより除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等を集積する。また、適当な集積場所がない場合は、緊急輸送道路以外の道路の路端等を集積する。 (5) 警察官等の措置命令 (略) (6) 道路管理者等の命令措置 (略) 4～5 (略) 第 2 節 海上交通の確保対策	ア 路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じ、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。 イ アにより除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等を集積する。また、適当な集積場所がない場合は、緊急輸送道路<u>等</u>以外の道路の路端等を集積する。 (5) 警察官等の措置命令 (略) (6) 道路管理者等の命令措置 (略) 4～5 (略) 第 2 節 海上交通の確保対策	
海上交通の確保については、県又は今治海上保安部等関係機関に要請して行う。 また、油の流出による火災の鎮圧、水路の確保等海上交通の確保のため必要な措置の実施について、必要と認めるときは、県を通じて海上自衛隊等に対し、応援を要請する。 市は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急処理等、輸送確保のための応急措置を講ずる。	海上交通の確保については、県又は今治海上保安部等関係機関に要請して行う。 また、油の流出による火災の鎮圧、水路の確保等海上交通の確保のため必要な措置の実施について、必要と認めるときは、県を通じて海上自衛隊等に対し、応援を要請する。 市は、管理する港湾や漁港について障害物の除去、応急処理等、輸送確保のための応急措置を講ずるほか、<u>軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国に報告するとともに連携し、軽石除去による航路啓開に努める。</u>	
第 1 0 章 災害拡大防止活動	第 1 0 章 災害拡大防止活動	
(略) 第 1 節 消防活動	(略) 第 1 節 消防活動	
1 (略) 2 消防機関の活動 (1) 消防本部の活動 (略) (イ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。 (略) (2) 消防団（各方面隊）の活動 (略) オ 自主防災組織の指揮活動 災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の消防班を指揮し、応急対策にあたる。 (略) 3 応援要請 本部長が、消防活動にあたり広域的な応援を必要と認める場合は、総括部長は、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、他市町等に応援要請を行う。	1 (略) 2 消防機関の活動 (1) 消防本部の活動 (略) (イ) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法 <u>(昭和 23 年法律第 186 号)</u> に定める防火管理者 <u>(平成 19 年法律第 93 号に定める防災管理者)</u> による自主救護活動との連携を積極的に推進する。 (略) (2) 消防団（各方面隊）の活動 (略) オ 自主防災組織の指揮活動 災害発生区域が広範囲にわたる場合には、市民、自主防災組織の <u>消火消防</u> 班を指揮し、応急対策にあたる。 (略) 3 応援要請 本部長が、消防活動にあたり広域的な応援を必要と認める場合 <u>は</u>、<u>消防長総括部長</u> は、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」等に基づき、他市町等に応援要請を行	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(略)	う。 <u>県内の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、消防組織法第 44 条の規定に基づき、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。</u> (略)	
第 2 節 水防活動	第 2 節 水防活動	
1 ～ 2 (略) 3 水防活動 (1) ～ (2) (略) (3) 水防活動 ア ～ オ (略) カ 水防作業の安全確保 水防作業時においては、「防災対応や避難誘導に係る行動ルール」に基づき安全性が高い場所までの避難完了に要する時間、津波到達時間を考慮して、水防活動従事者が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。 (4) ～ (6) (略) 4 ～ 7 (略)	1 ～ 2 (略) 3 水防活動 (1) ～ (2) (略) (3) 水防活動 ア ～ オ (略) カ 水防作業の安全確保 水防作業時においては、「防災対応や避難誘導に係る行動ルール」に基づき安全性が高い場所までの避難完了に要する時間、津波到達<u>予想</u>時間を考慮して、水防活動従事者が自身の危険性が高いと判断したときは、自身の避難を優先する。 (4) ～ (6) (略) 4 ～ 7 (略)	
第 3 節 地下空間浸水災害対策	第 3 節 地下空間浸水災害対策	
(略)	(略)	
第 4 節 土砂災害応急対策	第 4 節 土砂災害応急対策	
(略)	(略)	
第 5 節 人命救助活動	第 5 節 人命救助活動	
(略)	(略)	
第 6 節 医療救護活動	第 6 節 医療救護活動	
1 ～ 5 (略) 6 後方医療機関の活動 医療救護班は、今治市医師会及び消防班と協力して、市内の病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する後方医療機関を確保するとともに、受入体制の確立を要請する。 (1) 被災地域内の医療機関 ア 病院建築物、医療設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。 イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入医療機関及び移送手段	1 ～ 5 (略) 6 後方医療機関の活動 医療救護班は、今治市医師会及び消防班と協力して、市内の病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容する後方医療機関を確保するとともに、受入体制の確立を要請する。 (1) 被災地域内の医療機関 ア 病院建築物、医療設備の被災状況、医薬品等の確保状況等を調査し、診療機能の確認を行う。必要に応じ、被害の応急修復を実施するとともに、ライフライン事業者等に応急復旧の要請を行う。 イ 被災により既存入院患者等の治療継続が困難であるときは、患者受入医療機関及び移送手段の	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び市に支援を要請する。 ウ 市からの派遣要請を受けた場合、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。 エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療にあたる。 オ 広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。 (2) 救護病院等（県選定） 救護班（救護所）の医療で対処できない重症者及び中等症者は救護病院等に収容し、次の活動を行う。 ア～カ （略） なお、救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い実施する。 (3) 災害拠点病院（県立今治病院） ア 被災地等にDMATを派遣するとともに、他県等から派遣されたDMATの活動拠点として、DMATの受入れ・派遣調整等を行う。 イ～エ （略） 7～10 （略） 11 被災者の健康管理 (1) 巡回医療 （略） (2) 医療情報の提供 （略）	の確保に努めるとともに、必要に応じて県及び市に支援を要請する。 ウ 市からの派遣要請を受けた場合、又は通信の遮断等の際は自らの判断により、参集可能なスタッフによる救護班を編成し、市が設置する救護所へ派遣する。 エ 自らの施設で診療を行う場合は、救護所や他の医療機関で対処できない患者を受け入れ、治療にあたる。 オ 広域災害・救急医療情報システムの積極的活用などにより、相互に密接な情報交換を図るとともに、災害医療コーディネータを通じて、支援・協力を求めるほか、被災状況に応じて、医療従事者の派遣等を行うなど、相互に支援・協力を行う。 <u>カ 状況に応じ、県知事との協定に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・災害支援ナース・救護班を派遣するよう努める。</u> (2) 救護病院等（県選定） <u>救護所へ救護班を派遣し、必要に応じて保健医療活動チームの受入れ等を行う。</u>救護班（救護所）の医療で対処できない重症者及び中等症者は救護病院等に収容し、次の活動を行う。 ア～カ （略） なお、救護病院等のうち災害医療コーディネータの設置病院は、災害医療コーディネータと一体的に地域内の医療救護の調整を行い実施する。 (3) 災害拠点病院（県立今治病院） ア 被災地等に救護班や災害派遣医療チーム等（DMAT、DPAT、その他の災害対策に係る医療活動を行うチームをいう。以下、同様。）DMATを派遣するとともに、他県等から派遣された<u>救護班や災害派遣医療チーム等DMAT</u>の活動拠点として、DMATの受入れ・派遣調整等を行う。 イ～エ （略） 7～10 （略） 11 被災者の健康管理 (1) 巡回医療 （略） (2) 医療情報の提供 （略） <u>(3) 高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止</u> <u>指定避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースの派遣を県に要請する。</u> <u>(4) 避難所等における衛生環境の維持</u> <u>指定避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（D I C T）等の派遣を県に迅速に要請する。</u>	
第 1 1 章 生活救援活動 《基本的な考え方》 災害において、混乱状態を解消し、被災者の生活の安定、社会経済早期回復への支援のため食料や生活必需品、生活用水、応急住宅等の確保等を積極的に行う。 また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。	第 1 1 章 生活救援活動 《基本的な考え方》 災害において、混乱状態を解消し、被災者の生活の安定、社会経済早期回復への支援のため食料や生活必需品、生活用水、応急住宅等の確保等を積極的に行う。 また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い、<u>食物アレルギーを有する者のニーズ等</u>に配慮する。	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(略) 第 1 節 食料の供給 物資供給班は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。また、市において対処できない場合は、県、近隣市町、その他関係機関の応援を得て実施する。 その際には、必要な食料、飲料水等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の確保に努める。 また、自宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努める。 1 ～ 4 (略) 5 食料の確保 (1) 市における食料確保 (略) (2) 県からの米穀調達（政府所有米穀の調達） 米穀が不足する場合は、県に対し政府米穀の供給を要請する。その際県は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に連絡及び要請書を提出する。市が直接、農産局長に連絡・要請した場合は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。 (3) 県への要請 (略) 6 (略) 7 炊出しの実施 被災者、ボランティア団体等が自ら炊出しを実施する旨の申出があった場合、炊出しに必要な食材、器具及び燃料等を供給する。これらの器具、燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんを要請する。 ア 必要なプロパンガスの量 イ 必要な器具及び必要な衛生用品（マスク、手指消毒用アルコールスプレー等）の種類並びに個数 8 (略)	(略) 第 1 節 食料の供給 物資供給班は、市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等から速やかに物資を調達し供給する。また、市において対処できない場合は、県、近隣市町、その他関係機関の応援を得て実施する。 その際には、必要な食料、飲料水等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の確保に努める。 また、自宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努める。 1 ～ 4 (略) 5 食料の確保 (1) 市における食料確保 (略) (2) 県からの米穀調達（政府所有米穀の調達） <u>災害救助法が適用された場合において</u>、米穀が不足する場合は、県に対し政府米穀の供給を要請する。その際県は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に連絡及び要請書を提出する。市が直接、農産局長に連絡・要請した場合は、必ず県に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。 (3) 県への要請 (略) 6 (略) 7 炊出しの実施 <u>(1) 実施方法</u> 被災者、ボランティア団体等が自ら炊出しを実施する旨の申出があった場合、炊出しに必要な食材、器具及び燃料等を供給する。これらの器具、燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんを要請する。 ア 必要なプロパンガスの量 イ 必要な器具及び必要な衛生用品（マスク、手指消毒用アルコールスプレー等）の種類並びに個数 <u>(2) 食品衛生</u> <u>炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心がけ、特に次の点に留意する。</u> <u>ア 加熱していない食品は出さないこと。</u> <u>イ 下痢、発熱、手指に傷のある人は、調理、配膳を行わないこと。</u> <u>ウ 調理の前にはよく手を洗うこと。</u> <u>エ 調理中はこまめに消毒すること。</u> <u>オ 冷蔵品や冷凍品は、クーラーボックス（保冷剤入り）に保管すること。</u> <u>カ 調理後、おおむね 2 時間以内に食べることができるよう配食すること。</u> 8 (略)	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 節生活必需品等の供給 物資供給班は、市へ物品等の指名願を提出している物資保有業者等から速やかに物資を調達する。市において処理不可能な場合は、県、近隣市町、その他関係機関の応援を得て実施する。その際には、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 物資供給班は、市の備蓄物資、調達物資等を迅速に供給する。 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。また、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。併せて、自宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努める。 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 なお、定形物資のみ受入れし、定型物資でない義援物資は受入れを抑制する。 (略) 第 3 節飲料水の供給 (略) 第 4 節応急仮設住宅の確保等 応急対策班は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受け入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。 実施にあたっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 なお、建設にあたっては「愛媛県応急仮設住宅建設ガイドライン」に従い、速やかに県と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。 1 ～ 4 (略) 5 被災住宅の応急修理 (1) 対象者	第 2 節生活必需品等の供給 物資供給班は、<u>市の備蓄物資を迅速に供給するとともに、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有業者等市へ物品等の指名願を提出している物資保有業者等</u>から速やかに物資を調達し、供給する。<u>また、市において対処できない市において処理不可能な</u>場合は、県、近隣市町、その他関係機関の応援を得て実施する。その際には、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、県、市町及び関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 物資供給班は、市の備蓄物資、調達物資等を迅速に供給する。 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。また、<u>指定避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ</u>、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。併せて、自宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資が提供されるよう努める。 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム等を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。 なお、定形物資のみ受入れし、定型物資でない義援物資は受入れを抑制する。 (略) 第 3 節飲料水の供給 (略) 第 4 節応急仮設住宅の確保等 応急対策班は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなり、自己の資力では住宅を得ることができない者を受け入れるための応急仮設住宅の設置、及び自己の資力では応急修理することができない者に対する住宅対策を実施する。 実施にあたっては、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援<u>やブルーシートの展張等を含む</u>による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 なお、建設にあたっては「愛媛県応急仮設住宅建設ガイドライン」に従い、速やかに県と協議を行うとともに、二次災害に十分配慮する。 1 ～ 4 (略) 5 被災住宅の応急修理 (1) 対象者	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
（略） (2) 応急修理の給付内容 （略） (3) 修理の実施 ア～イ （略） ウ 修理の期間 応急修理は、原則として災害発生の日から 1 か月以内に完了する。なお、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。 エ （略） 6 市営住宅の応急修理 （略） 7 建築相談窓口の設置 応急対策班は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応ずる。	（略） (2) 応急修理の給付内容 （略） (3) 修理の実施 ア～イ （略） ウ 修理の期間 応急修理は、原則として災害発生の日から 3+1か月以内に完了する。なお、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで期間を延長することができる。 エ （略） (4) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分について応急修理を行う。</u> 6 市営住宅の応急修理 （略） 7 建築相談窓口の設置 応急対策班は、建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じずる。 8 ふるさと回帰型の木造仮設住宅の建設 <u>応急対策班は、小規模な農村・漁村集落については、必要に応じて、集落内の空き地等に「ふるさと回帰型の木造仮設住宅」（供与期間終了後は、市所有住宅として管理し被災者に貸与、その後、被災者が希望する場合には、適正な対価で譲渡するもの。）の建設を検討する。</u>	
第 1 2 章 環境、保健衛生対策 （略） 第 1 節 し尿の処理 し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集、処理する必要がある、市民環境班は、速やかに収集、処理の体制を確立し、処理活動を行う。 浸水によりトイレが使用できなくなった場合は、次のように対応することを基本とする。 (1) 汲取式トイレの場合は、緊急的に汲取りを実施する。 (2) 汲取りまでに時間を要する場合、あるいはトイレが被災により使用できない場合は、被災地に仮設トイレを設置する。 (3) 家屋が全・半壊していない被災者は、自宅のトイレで簡易トイレ等を活用してごみとして処理する。その場合、既存のごみ集積所へ可燃ごみとして搬出するものとする。 (4) (3)のごみを処理するため、市が委託している一般廃棄物収集運搬業者で対応しきれないときは、市から許可を受けている業者は協力するものとする。 1 応急対策活動 （略）	第 1 2 章 環境、保健衛生対策 （略） 第 1 節 し尿の処理 し尿は、防疫上の観点から、できる限り早急に収集、処理する必要がある、市民環境班は、速やかに収集、処理の体制を確立し、処理活動を行う。 浸水によりトイレが使用できなくなった場合は、次のように対応することを基本とする。 (1) 汲取式トイレの場合は、緊急的に汲取りを実施する。 (2) 汲取りまでに時間を要する場合、あるいはトイレが被災により使用できない場合は、被災地に仮設トイレを設置する。 (3) 家屋が全・半壊していない被災者は、自宅のトイレで簡易トイレ等を活用してごみとして処理する。その場合、既存のごみ集積所へ可燃ごみとして搬出するものとする。 (4) (3)のごみを処理するため、市が委託している一般廃棄物収集運搬業者で対応しきれないときは、市から許可を受けている業者は協力するものとする。 1 応急対策活動 （略）	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
2 仮設トイレ等の設置 (1) 災害発生直後の対応 （略） (2) 仮設トイレ（貯留式）の設置 （略） (3) 簡易トイレの配布 （略） (4) 要配慮者に対する配慮 （略） 3～4 （略） 第2節 ごみの処理 （略） 第3節 障害物の除去 災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に流入し、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することにより、被災者の日常生活を確保する。 道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、一般社団法人愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者等が障害物の除去を行う。 1 住宅関係の障害物の除去 （略） 2 道路上の障害物の除去 道路管理者は、管理する道路について、路上障害物の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。また、道路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。 除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。 3～5 （略） 第4節 災害廃棄物の処理 家屋等の建物、構築物等の被災により、又は家具、家電製品等浸水に伴い発生する多量の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地の速やかな復興に努める。 被災の状況によって市単独での処理が困難な場合は、県内市町の施設での処理に向けた調整を県に要請する。また、県に災害廃棄物の処理を委託する場合は、県の指導のもと、県並びに協力機関等へ	2 仮設トイレ等の設置 (1) 災害発生直後の対応 （略） (2) 仮設トイレ（貯留式）の設置 （略） (3) 簡易トイレの配布 （略） (4) 要配慮者に対する配慮 （略） (5) <u>より快適なトイレの設置</u> <u>指定避難所等の生活環境を確保するため、トイレカー、トイレトレーラー等について平時から登録・データベース化する等の仕組みを検討し、より快適なトイレの設置に配慮するよう努める。</u> 3～4 （略） 第2節 ごみの処理 （略） 第3節 障害物の除去 災害によって土石、竹木等の障害物が住家等に流入し、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去することにより、被災者の日常生活を確保する。 道路、河川、港湾等の各種公共土木施設等に生じた障害物は、一般社団法人愛媛県建設業協会等の協力を得ながら、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努めるとともに、その管理者等が障害物の除去を行う。 1 住宅関係の障害物の除去 （略） 2 道路上の障害物の除去 道路管理者は、管理する道路について、路上障害物（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、雪害における除雪を含む。</u>）の有無も含めて、早急に被災状況等の把握に努める。また、道路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は協力して所要の措置をとる。なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行う。 除去した障害物は、市があらかじめ仮集積場として定めた空地、民地の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場に集積する。また、適当な集積場がない場合は避難路及び緊急輸送にあてる道路以外の道端等に集積する。 3～5 （略） 第4節 災害廃棄物の処理 家屋等の建物、構築物等の被災により、又は家具、家電製品等浸水に伴い発生する多量の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地の速やかな復興に努める。 被災の状況によって市単独での処理が困難な場合は、県内市町の施設での処理に向けた調整を県に要請する。また、県に災害廃棄物の処理を委託する場合は、県の指導のもと、県並びに協力機関等への情	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考												
の情報提供を行う。 被災家屋の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損害家屋等については、所有者と協議・調整のうえ、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。 また、災害廃棄物等の搬出に関しては、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等と連携する。 １～２ （略） ３ 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体） 被災家屋の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、所有者と協議・調整のうえ、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。 ４～６ （略） 第５節 防疫・保健活動 １ 応急対策活動 （１）県（保健所）の指導・指示を受け、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等、迅速かつ的確に必要な防疫活動を実施する。 （２）飲料水について消毒及び衛生指導を行う。 （３）塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。 （４）防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。 （５）甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。 （６）県（保健所）と協力して指定避難所等において保健師等による巡回健康相談を実施し、市民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、指定避難所の管理者等を通じて、避難者に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。 （７）感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（保健所）に報告する。 （８）被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、市民環境部、医療救護部が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。	報提供を行う。 被災家屋の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損害家屋等については、所有者と協議・調整のうえ、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。 また、災害廃棄物等の搬出に関しては、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等と連携する。 １～２ （略） ３ 公費解体による損壊家屋等の解体・撤去損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体） 被災家屋の撤去（必要に応じて解体）は、原則として所有者が実施する。ただし、倒壊のおそれがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、所有者と協議・調整のうえ、市が撤去（必要に応じて解体）を実施する場合がある。 損壊家屋等の解体・撤去は、原則として所有者の責任によって行うこととする。ただし、二次災害の危険がある場合や災害復興に当たって必要がある場合、市は、速やかに県、国と協議し、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して、全壊家屋等（家屋だけでなく、倉庫や中小企業者の事業所等を含む）の解体・撤去を実施することができる。 当該災害が「特定非常災害」に指定された場合は、半壊家屋等まで補助対象が拡大されるため、補助対象の適否を災害発生後の環境省の通知等を確認したうえで、解体・撤去を実施する。 <u>災害等廃棄物処理事業費補助金（国による特別措置）の対象</u> <table><tr><th><u>区分</u></th><th><u>全壊</u></th><th><u>半壊</u></th></tr><tr><td><u>解体・撤去</u></td><td>○</td><td>△</td></tr><tr><td><u>運搬</u></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td><u>処理・処分</u></td><td>○</td><td>○</td></tr></table> ※○：適用、△：場合により適用 ４～６ （略） 第５節 防疫・保健活動 １ 応急対策活動 （１）県（保健所）の指導・指示を受け、汚染場所・物件の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、生活用水の供給、臨時の予防接種の実施等、迅速かつ的確に必要な防疫活動を実施する。 （２）飲料水について消毒及び衛生指導を行う。 （３）塵芥、汚泥等を仮集積場及び分別所を経て埋立て又は焼却するとともに、し尿の処理に万全を期す。 （４）防疫薬剤、資機材等が不足したときは、卸売業者等から調達するほか、県に対し調達を要請する。 （５）甚大な被害により防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。 （６）県（保健所）と協力して指定避難所等において保健師等による巡回健康相談を実施し、市民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。また、指定避難所の管理者等を通じて、避難者に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。 （７）感染症の発生状況及び防疫活動の状況を随時、県（保健所）に報告する。 （８）被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、市民環境部、医療救護部が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。<u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能</u>	<u>区分</u>	<u>全壊</u>	<u>半壊</u>	<u>解体・撤去</u>	○	△	<u>運搬</u>	○	○	<u>処理・処分</u>	○	○	
<u>区分</u>	<u>全壊</u>	<u>半壊</u>												
<u>解体・撤去</u>	○	△												
<u>運搬</u>	○	○												
<u>処理・処分</u>	○	○												

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
2～4 （略） 第6節 行方不明者の捜索及び死体の措置 1～2 （略） 3 捜索の実施 捜索は、消防班が警察署、消防団（各方面隊）、海上保安部、自衛隊その他の関係機関及び地元自主防災組織等の協力を得て、次のとおり実施する。 (1) 消防班は、関係機関と連絡を密接にとりながら捜索活動を実施する。その情報を市民環境班へ報告する。 (2) 捜索活動中に死体を発見したときは、警察署又は海上保安部（海上で発見された者に限る。）に連絡する。 (3) 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。 (4) 捜索の実施期間は災害発生の日から10日以内とする。 4 （略） 5 死体の収容、安置 市民環境班は、検案を終えた死体について、警察署、地元自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり収容、安置する。 (1) 市内の寺院、公共施設等死体収容に適当な場所を選定して、死体安置所を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。 (2) 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。 (3) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処置台帳を作成する。 (4) 棺に氏名及び番号を記載した名札を添付する。 (5) 死体処置台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。 (6) 遺族その他より死体引取の申出があったときは、死体処置台帳により整理のうえ引き渡す。 (7) 死体を火葬する場合、市民環境班に連絡し、指定された火葬場へ搬送する。 6～7 （略） 第7節 災害時における動物の管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県・市・市民等による協力体制を確立する。	<u>性を考慮し、医療救護班は、避難所班に対し、指定避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u> <u>(9) 医療救護班は、指定避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u> 2～4 （略） 第6節 行方不明者の捜索及び死体の措置 1～2 （略） 3 捜索の実施 捜索は、消防班が警察署、消防団（各方面隊）、海上保安部、自衛隊その他の関係機関及び地元自主防災組織等の協力を得て、次のとおり実施する。 (1) 消防班は、関係機関と連絡を密接にとりながら捜索活動を実施する。その情報を市民環境班へ報告する。 (2) 捜索活動中に死体を発見したときは、警察署又は海上保安部（海上で発見された者に限る。）に連絡する。 (3) 発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。 (4) 捜索の実施期間は災害発生の日から10日以内とする。 <u>なお、本部総括班（本部総括担当）又は消防班は、要救助者の生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、携帯電話等の位置情報取得が不可欠であると認められる場合、携帯電話事業者に対し要救助者の位置情報提供要請を行う。</u> 4 （略） 5 死体の収容、安置 市民環境班は、検案を終えた死体について、警察署、地元自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり収容、安置する。 (1) 市内の寺院、公共施設等死体収容に適当な場所を選定して、死体安置所を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。 <u>大規模な災害により多数の死体が発生した場合は、死体安置所の設置について、県本部、警察署等との総合調整を行う。</u> (2) 市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。 (3) 死体の検案書を引き継ぎ、死体処置台帳を作成する。 (4) 棺に氏名及び番号を記載した名札を添付する。 (5) 死体処置台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。 (6) 遺族その他より死体引取の申出があったときは、死体処置台帳により整理のうえ引き渡す。 (7) 死体を火葬する場合、市民環境班に連絡し、指定された火葬場へ搬送する。 6～7 （略） 第7節 災害時における動物の管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県・市・市民等による協力体制を確立する。<u>なお、市民環境班は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(略)	(略)	
第 1 3 章 要配慮者に対する援助活動	第 1 3 章 要配慮者に対する援助活動	
(略)	(略)	
第 1 4 章 孤立地区に対する支援対策	第 1 4 章 孤立地区に対する支援対策	
(略)	(略)	
第 1 5 章 ボランティア活動対策	第 1 5 章 ボランティア活動対策	
(略) 1 市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部） (1) (略) (2) 市災害ボランティアセンター（市支援本部）の構成 市災害ボランティアセンター（市支援本部）は、今治市社会福祉協議会、今治市、N P O 団体、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネータ等で構成する。 また、関係者が一堂に集う情報共有会議を開催し、市域における被災者ニーズの把握や、N P O 等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。 (3)～(4) (略) 2～5 (略)	(略) 1 市災害ボランティアセンター（市災害救援ボランティア支援本部） (1) (略) (2) 市災害ボランティアセンター（市支援本部）の構成 市災害ボランティアセンター（市支援本部）は、今治市社会福祉協議会、今治市、N P O 団体、ボランティア関係団体、ボランティア・コーディネータ、 <u>災害中間支援組織（N P O ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u> 等で構成する。 また、関係者が一堂に集う情報共有会議を開催し、市域における被災者ニーズの把握や、N P O 等の有するノウハウの提供、各団体の活動状況の <u>最新の</u> 情報共有等を図るとともに、災害ボランティア活動の連携方策等の調整等を行う。 (3)～(4) (略) 2～5 (略)	
第 1 6 章 ライフラインの確保対策	第 1 6 章 ライフラインの確保対策	
(略)	(略)	
第 1 節 水道施設	第 1 節 水道施設	
(略)	(略)	
第 2 節 下水道施設	第 2 節 下水道施設	
(略)	(略)	

現 行 計 画		修 正 案	備考
第 3 節工業用水道施設 (略) 第 4 節電力施設 (略) 第 5 節ガス施設 (略) 第 6 節L P ガス施設 (略) 第 7 節電信電話施設 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。 1 ～ 3 (略) 4 K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社 (略) 第 8 節災害廃棄物処理施設 (略)		第 3 節工業用水道施設 (略) 第 4 節電力施設 (略) 第 5 節ガス施設 (略) 第 6 節L P ガス施設 (略) 第 7 節電信電話施設 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、<u>復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び市民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトッ プページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する</u>や復旧の状況等を関係機関に共有する。 1 ～ 3 (略) 4 K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社、<u>楽天モバイル株式会社</u> (略) 第 8 節災害廃棄物処理施設 (略)	
第 1 7 章公共土木施設等の確保対策 (略) 第 1 節道路施設 応急対策部長は、管理する道路、橋りょう等道路施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。 1 災害時の応急措置 (略)		第 1 7 章公共土木施設等の確保対策 (略) 第 1 節道路施設 応急対策部長は、管理する道路、橋りょう等道路施設が被害を受けた場合には、次のとおり応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。 1 災害時の応急措置 (略)	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現行計画	修正案	備考																								
2 応急復旧対策 災害により被害を受けた市道については、緊急輸送道路指定の道路を優先し、一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部等に協力を求め、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。 (略) 第2節 河川管理施設 (略) 第3節 その他の公共土木施設等 (略)	2 応急復旧対策 災害により被害を受けた市道については、緊急輸送道路等指定の道路を優先し、一般社団法人愛媛県建設業協会今治支部等に協力を求め、次のような実施手順に従って応急復旧を行う。 <u>なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u> (略) 第2節 河川管理施設 (略) 第3節 その他の公共土木施設等 (略)																									
第18章 応急教育活動 (略)	第18章 応急教育活動 (略)																									
第19章 社会秩序維持活動 (略)	第19章 社会秩序維持活動 (略)																									
第20章 各種災害の応急対策 (略) 《対策の体系》 <table><tr><td colspan="2">第20章 各種災害の応急対策</td></tr><tr><td>第1節</td><td>危険物等災害応急対策</td></tr><tr><td>第2節</td><td>海上災害応急対策</td></tr><tr><td>第3節</td><td>原子力災害応急対策</td></tr><tr><td>第4節</td><td>突発重大事故等応急対策</td></tr></table> 第1節 危険物等災害応急対策 (略)	第20章 各種災害の応急対策		第1節	危険物等災害応急対策	第2節	海上災害応急対策	第3節	原子力災害応急対策	第4節	突発重大事故等応急対策	第20章 各種災害の応急対策 (略) 《対策の体系》 <table><tr><td colspan="2">第20章 各種災害の応急対策</td></tr><tr><td>第1節</td><td>危険物等災害応急対策</td></tr><tr><td>第2節</td><td>海上災害応急対策</td></tr><tr><td>第3節</td><td>原子力災害応急対策</td></tr><tr><td>第4節</td><td>突発重大事故等応急対策</td></tr><tr><td>第5節</td><td>大規模火災活動応急対策</td></tr><tr><td>第6節</td><td>林野火災活動応急対策</td></tr></table> 第1節 危険物等災害応急対策 (略)	第20章 各種災害の応急対策		第1節	危険物等災害応急対策	第2節	海上災害応急対策	第3節	原子力災害応急対策	第4節	突発重大事故等応急対策	第5節	大規模火災活動応急対策	第6節	林野火災活動応急対策	
第20章 各種災害の応急対策																										
第1節	危険物等災害応急対策																									
第2節	海上災害応急対策																									
第3節	原子力災害応急対策																									
第4節	突発重大事故等応急対策																									
第20章 各種災害の応急対策																										
第1節	危険物等災害応急対策																									
第2節	海上災害応急対策																									
第3節	原子力災害応急対策																									
第4節	突発重大事故等応急対策																									
第5節	大規模火災活動応急対策																									
第6節	林野火災活動応急対策																									

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 節 海上災害応急対策 (略) 第 3 節 原子力災害応急対策 市は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県、原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。 1 活動体制の確立 (略) 2 情報の収集・連絡 (1) 原子力災害情報等の収集・連絡 市は、原子力災害対応に必要な措置をとるため、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、緊急時における留意事項、避難情報、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制などの正確かつきめ細やかな情報を、県及び関係機関等を通じて迅速に収集・連絡する。 (2) (略) 3 住民等への的確な情報伝達活動 (略) 4 広域避難者の受入れ 市は、四国電力株式会社伊方原子力発電所において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合、「原子力災害発生時等における避難者受入計画（伊方町編）（伊予市、八幡浜市編）」に基づき、避難者の受入れを行う。 (1) 連絡体制の確立 市は、県から警戒事態（異常な事象の発生又はそのおそれがある段階）の連絡を受けた場合は、県及び伊方町、伊予市、八幡浜市（以下「関係市町」という。）等との連絡体制を整える。 (2) 受入体制の立上げ及び受入準備 全面緊急事態（公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じ、迅速な防護措置を実施する必要がある段階）に至った場合には、市は、県又は関係市町からの要請により、避難者の受入体制を立ち上げるとともに、受入れのための指定避難所等の設営準備を開始する。 (3)～(5) (略) 第 4 節 突発重大事故等応急対策 (略) (新規追加)	第 2 節 海上災害応急対策 (略) 第 3 節 原子力災害応急対策 市は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県、原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。 1 活動体制の確立 (略) 2 情報の収集・連絡 (1) 原子力災害情報等の収集・連絡 市は、原子力災害対応に必要な措置をとるため、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、緊急時における留意事項、避難情報、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制などの正確かつきめ細やかな情報を、県及び関係機関等を通じて迅速に収集・連絡する。 (2) (略) 3 住民等への的確な情報伝達活動 (略) 4 広域避難者の受入れ 市は、四国電力株式会社伊方原子力発電所において原子力災害が発生又は発生するおそれがある場合、「原子力災害発生時等における避難者受入計画（伊方町編）（伊予市、八幡浜市編）」に基づき、避難者の受入れを行う。 (1) 連絡体制の確立 市は、県から警戒事態（異常な事象の発生又はそのおそれがあるため、<u>情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある</u>段階）の連絡を受けた場合は、県及び伊方町、伊予市、八幡浜市（以下「関係市町」という。）等との連絡体制を整える。 (2) 受入体制の立上げ及び受入準備 全面緊急事態（公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じ<u>たため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的リスクを低減するため</u>、迅速な防護措置を実施する必要がある段階）に至った場合には、市は、県又は関係市町からの要請により、避難者の受入体制を立ち上げるとともに、受入れのための指定避難所等の設営準備を開始する。 (3)～(5) (略) 第 4 節 突発重大事故等応急対策 (略) 第 5 節 <u>大規模火災活動応急対策</u> <u>大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測される場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
	<u>するため、消火活動等の応急対策を行う。</u> <u>1 活動体制の確立</u> <u>市長は、災害の状況から判断して、市対策（警戒）本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。</u> <u>2 県の活動</u> <u>(1) 大規模な火災が発生した場合は、市町等から情報収集するとともに、消防防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し、関係機関等に連絡する。</u> <u>(2) 地元市町が実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。</u> <u>(3) 火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請するとともに、市町からの要請に応じて自衛隊の災害派遣要請を行う。</u> <u>(4) 島嶼部又は海岸等で火災が発生した場合には、必要に応じて海上保安部へ消火及び救助救急活動の応援を要請する。</u> <u>3 市の活動</u> <u>(1) 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。</u> <u>(2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動・火災の拡大防止を行う。</u> <u>(3) 火災の規模が大きく本市で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。</u> <u>(4) 火災の規模、被害状況等から、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。</u> <u>(5) 多数の負傷者が発生した場合は、今治市医師会に対して医療救護班（市医師会）の編成及び出動を要請し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。</u> <u>(6) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。</u> <u>4 県警察の活動</u> <u>(1) 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、県警ヘリコプター等を活用して、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。</u> <u>(2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。</u> <u>(3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、措置活動等を行う。</u> <u>(4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。</u> <u>第 6 節 林野火災活動応急対策</u> <u>大規模な林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。</u> <u>1 活動体制の確立</u> <u>市長は、災害の状況から判断して、市対策（警戒）本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
	<u>策活動に必要な班を配備する。</u> <u>2 県の活動</u> <u>(1) 林野火災が発生した場合は、市町等からの情報提供に加え、速やかに消防防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し、関係機関等に連絡する。</u> <u>(2) 地元市町からの要請に応じて、消防防災ヘリコプターを出動させ、空中消火等を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援を要請する。</u> <u>(3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請するとともに、市町からの要請に応じて自衛隊の災害派遣要請を行う。</u> <u>(4) 島嶼部又は海岸等で火災が発生した場合には、必要に応じて海上保安部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。</u> <u>3 市の活動</u> <u>(1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。</u> <u>(2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。</u> <u>(3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、速やかに消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携をとり水利等の確保を行う。</u> <u>(4) 火災の規模が大きく本市で対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。</u> <u>(5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の災害派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。</u> <u>(6) 多数の負傷者が発生した場合は、今治市医師会に対して医療救護班（市医師会）の編成及び出動を要請し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。</u> <u>(7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。</u> <u>4 県警察の活動</u> <u>(1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて、県警ヘリコプター等を活用して、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。</u> <u>(2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。</u> <u>(3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、措置活動等を行う。</u> <u>(4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。</u>	
第 2 1 章 災害救助法の適用	第 2 1 章 災害救助法の適用	
(略)	(略)	

現 行 計 画		修 正 案	備考
第 4 部 災害復旧・復興計画		第 4 部 災害復旧・復興計画	
第 1 章 公共施設の災害復旧		第 1 章 公共施設の災害復旧	
(略) 1 被災施設の復旧等 被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。特に、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講ずる。 また、ライフライン、交通輸送等の関係機関については、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。 公共施設の復旧事業は、おおむね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。 なお、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。 (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）を活用し実施する。 (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道施設、都市公園については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）により実施する。 (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）、砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により実施する。 (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。 (5) 公営住宅等については、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）により実施する。 (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。 (7) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）により実施する。 (8) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、県又は国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。 (9) 県が管理する道路と交通上密接な関連を有する市道について、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、権限代行制度により、当該工事を行うよう県に要請する。 (10) 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等への働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。		(略) 1 被災施設の復旧等 被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに策定し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進する。特に、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から対策を講ずる。 また、ライフライン、交通輸送等の関係機関については、復旧にあたり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。 公共施設の復旧事業は、おおむね以下の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。 なお、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。 (1) 農林水産業等施設については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）を活用し実施する。 (2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、<u>上水道</u>、下水道施設、都市公園施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）により実施する。 (3) 砂防等施設については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）、砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により実施する。 (4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）の復旧及び堆積土砂排除事業については、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。 (5) 公営住宅等については、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）により実施する。 (6) 水道施設については、上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。 (6) 公立学校施設については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）により実施する。 (7) 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）に基づき、県又は国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。 (8) 県が管理する道路と交通上密接な関連を有する市道について、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、権限代行制度により、当該工事を行うよう県に要請する。 (9)<u>(10)</u> 県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等への働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
2 激甚災害の指定 (略) 3 災害廃棄物の処理 大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。 (1) 県及び市町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。 (2) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。 (3) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。 4～5 (略)	2 激甚災害の指定 (略) 3 災害廃棄物の処理 大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。 (1) 県及び市町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。 (2) <u>ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u> (32) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。 (43) 災害廃棄物処理にあたっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。 4～5 (略)	
第2章 民生安定計画 《基本的な考え方》 被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 (略) 第1節 住宅の確保 (略) 第2節 雇用機会の確保 (略) 第3節 義援物資、義援金の受付及び配分 (略) 第4節 日本郵政グループの救援対策	第2章 民生安定計画 《基本的な考え方》 被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）を実施するほか、</u>見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 (略) 第1節 住宅の確保 (略) 第2節 雇用機会の確保 (略) 第3節 義援物資、義援金の受付及び配分 (略) 第4節 日本郵政グループの救援対策	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現 行 計 画	修 正 案	備考
(略) 第 5 節 罹災証明書等の発行 (略) 第 6 節 被災者台帳の作成 中長期にわたる各種被災者支援について、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援の実施状況、配慮すべき事項など一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効率的な被災者援護に努める。 (略) 第 7 節 要配慮者の支援 (略)	(略) 第 5 節 罹災証明書等の発行 (略) 第 6 節 被災者台帳の作成 中長期にわたる各種被災者支援について、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援の実施状況、配慮すべき事項など一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効率的な被災者援護に努める。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討を行う。</u> (略) 第 7 節 要配慮者の支援 (略)	
第 3 章 経済秩序安定計画 (略)	第 3 章 経済秩序安定計画 (略)	
第 4 章 復興対策 《基本的な考え方》 多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。 また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、大規模災害時に人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。 さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。 (略) 第 1 節 災害復興本部の設置 (略)	第 4 章 復興対策 《基本的な考え方》 多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。 また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、大規模災害時に人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講ずる。 さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。 <u>なお、復興対策にあたっては、男女共同参画の視点を反映するよう留意する。</u> (略) 第 1 節 災害復興本部の設置 (略)	

現 行 計 画	修 正 案	備考
第 2 節 復興計画の策定 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を策定する。 1 災害復興検討委員会の設置 （略） 2 復興計画の策定 （略） 3 大規模災害からの復興に関する法律の活用 特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）を活用し、復興を推進する。 （1）県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。 （2）市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 （3）県は、本市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市に代わって必要な都市計画の決定等を行う。 （4）県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関もしくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあっせんを求める。 （5）市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。 4 防災まちづくりを目指した復興 （1）～（5） （略） （6）被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。 （7）～（9） （略）	第 2 節 復興計画の策定 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者等の意向等を勘案しつつ、必要に応じて被災地の復興計画を策定する。 1 災害復興検討委員会の設置 （略） 2 復興計画の策定 （略） 3 大規模災害からの復興に関する法律<u>等</u>の活用 特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）を活用し、復興を推進する。 （1）県は、国が定める復興基本方針に即して、県復興方針を定める。 （2）市は、復興基本方針及び県復興方針に即して単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害に<u>よってより</u>土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 （3）県は、本市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市に代わって必要な都市計画の決定等を行う。 （4）県は、復興計画の作成等のため必要がある場合は、関係行政機関もしくは関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対して職員の派遣のあっせんを求める。 （5）市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。 <u>（6）県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</u> 4 防災まちづくりを目指した復興 （1）～（5） （略） （6）被災施設等の復旧事業、災害廃棄物<u>及び堆積土砂等</u>の処理事業にあたり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。 （7）～（9） （略） <u>（10）復興まちづくりにあたっては、地域住民の意向を丁寧に把握し、地域に寄り添った合意形成手続きを進める。また、住まいと暮らし、生業について将来展望を持てる地域の姿を早期に示すことに努める。</u> <u>（11）地区の整備をどのように行うべきかについては、地域住民の居住や事業の継続意向に加え、「地域住民の経済的負担や事業終了までの期間の長さ、地区の課題解決との兼ね合い」も踏まえ、きめ細やかに検討を行うよう努める。</u> <u>（12）集落は、水産業や農林業といった生業との関わりが深いという地域特性があり、集落の将来像を描いていくためには、農林水産業等に関わりのある居住者全体で、生業に関わる施設との関係も含めた議論を行うよう努める。</u> <u>（13）大規模な断水や停電等の発生に備え、災害用の井戸の整備、分散型電源（再生可能エネルギー、蓄電池、コジェネレーション、電動車等）の活用、下水道等から浄化槽への転換など、災害に強いまちづくりに取り組むことに努める。</u>	

地域防災計画・水防計画（風水害等対策編）新旧対照表

現行計画	修正案	備考
第3節 災害復興事業の実施 (略) (2) その他の財源確保策 復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。	第3節 災害復興事業の実施 (略) (2) その他の財源確保策 復興を目的とした公営競技の開催等によりる復興財源の確保を検討する。	